

令和3年6月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和3年6月24日～25日

場 所 第5委員会室

令和3年6月24日(木曜日)

出席委員(8人)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

○議案第11号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○議案第15号 工事請負契約の変更について

○議案第16号 工事請負契約の変更について

○議案第17号 工事請負契約の変更について

○請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○報告事項

- ・令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について

○その他報告事項

- ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
- ・第11次宮崎県職業能力開発計画の策定スケジュールの見直しについて
- ・令和2年度の企業立地の状況について
- ・スポーツキャンプ・合宿の状況について
- ・宮崎県新広域道路計画の策定について
- ・次期指定管理者の選定について
- ・高速道路等の整備状況と主な課題について

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
経営金融支援室長	海野由憲
企業振興課長	串間俊也
食品・メディカル産業推進室長	阿萬慎治
雇用労働政策課長	児玉洋一
企業立地課長	大衛正直
観光推進課長	飯塚実
スポーツランド推進室長	中尾慶一郎
オールみやざき営業課長	吉田秀樹

県土整備部

県土整備部長	西田員敏
県土整備部次長 (総括)	中嶋亮
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	森英彦

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	原 口 耕 治
高速道対策局長	廣 松 新
部参事兼管理課長	児 玉 憲 明
用地対策課長	伊 豆 雅 広
技術企画課長	桑 畑 正 仁
工事検査課長	斉 藤 幸 男
道路建設課長	加 行 孝
道路保全課長	東 和 俊
河川課長	小 牧 利 一
ダム対策監	松 山 英 雄
砂防課長	行 田 明 生
港湾課長	鈴 木 宣 生
空港・ポート セールス対策監	大 浦 浩一朗
都市計画課長	梅 下 利 幸
美しい宮崎づくり 推進室長	黒 木 正 行
建築住宅課長	金 子 倫 和
営繕課長	巢 山 昌 博
設備室長	日 高 誠
高速道対策局次長	伊 福 隆 徳

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田 辺 幸 信
議事課主任主事	牛ノ濱 晋 也

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元の配付のとおりであります。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部の入室のために、暫時休憩をいたします。

午前9時57分休憩

午前10時00分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナ第4波が一段落をしております。現在、黄色圏域や緑圏域となっているところでありまして、先日21日からは、県民県内旅行割引事業であります、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンも再開をいたしました。

私どもとしましては、感染症の状況を常に注視しまして、福祉保健部とも連携を図りながら、県内事業者の下支えや経済の再始動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様様の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

では、座って説明をさせていただきます。

委員会資料の表紙の下にございます目次を御覧ください。

本日は、まず、ローマ数字のⅠ、新型コロナ関連の6月補正予算案、ローマ数字のⅡ、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明をさせていただいた後に、その他報告事項としまして、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について、第11次宮崎県職業能力開発計画の策定スケジュールの見直しについて、令和2年度の企業立地の状況について、スポーツキャンプ・合宿の状況についての4点を報告させていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額577億1,172万5,000円に補正額20億1,136万3,000円を増額し、補正後の額が597億2,308万8,000円となります。

2ページには、各課ごとの予算額を一覧表で掲載させていただいております。

6月補正予算案のポイント、それぞれの事業につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○児玉商工政策課長** 初めに、個別の予算議案の説明に先立ちまして、私のほうから商工観光労働部の新型コロナウイルス感染症関連の取組について、特に、5月にお認めいただいた専決処分及び補正予算、並びに今回提出させていただいております6月補正予算案について、概要を御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いします。

当部では、令和2年度予算からの繰越分も含め、4月までに約68億円の新型コロナ関連予算を措置してきたところです。

去る、4月23日に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に事業者支援分が創設されましたことを踏まえまして、5月以降、4つの柱で事業を組み立てております。

1つ目は、事業継続と雇用維持のためのセーフティーネット強化に約19億円、2つ目は、コロナ下の経済活動を支える安全、安心の環境整備に約15億8,000万円、3つ目として、感染状況が比較的落ち着いた段階における経済活動再開後の需要回復対策に約7億1,000万円、4つ目と

して、新型コロナがもたらした様々な産業構造の変化に対応し、経済の再生と成長につながる取組の支援に約5億3,000万円を計上しております。

資料の4ページに当部の感染症対策予算を表にまとめております。

令和2年度からの繰越し及び令和3年度当初予算、さらには今回お願いしております6月補正予算案まで含めると、合計で約115億2,000万円となります。

それでは引き続き、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について、御説明いたします。

お手元の令和3年度6月補正、歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、79ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計5,926万6,000円を増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、474億3,561万8,000円となります。

ページをめくっていただきまして、81ページをお開きください。

補正の内容ですが、(事項)中小商業活性化事業費につきまして、説明欄に記載しておりますが、1本の改善事業とあと2本の新規事業をお願いするものであります。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

改善事業、インターネット販売成長促進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、コロナ禍を契

機に拡大が続くインターネット販売市場への新規参入を増やすため、新規出店する事業者の初期費用の一部を新たに支援するほか、新規出店者も集めたウェブ物産展を開催したいと考えております。

2の事業の概要ですが、1,673万5,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は2,125万7,000円となります。財源は国庫を活用したいと考えております。

主な改善点ではありますが、(5)の②、⑤、⑥の事業を追加し、②の新規の出店支援と⑤のウェブ物産展開催を企画コンペで選定した民間事業者に委託して実施したいと考えております。

3の事業の効果ではありますが、この事業により、県内事業者のインターネット販売市場への出店を促進するとともに、事業者の売上げ増加を図りたいと考えております。

次に、資料の8ページをお願いいたします。

新規事業、みやざき商店街活性化支援強化事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルスの影響により、県内の商店街においては、来客や売上げの減少など、大きな打撃を受けております。そうした中で、1番下の米印に参考で記載しておりますが、国は、商店街の活性化のため、Go To商店街事業を用意しているんですけども、県内での活用は昨年度1件にとどまっております。

このため、2の事業概要の(5)ですが、商店街の実態をヒアリングし、活性化するためのプランの策定と、プラン実現に向けた専門家の派遣等を通じて、Go To商店街事業の活用事例を増やすとともに、取組効果を検証し、県内商店街に波及させたいと考えております。予算額は、1,253万1,000円で、財源は国庫を活用

したいと考えております。

3の事業の効果ですが、商店街活性化プランの策定等を通じて、商店街のにぎわい回復につなげたいと考えております。

次に、資料の9ページをお願いします。

新規事業、キャッシュレス版地域内経済循環支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、人口減少による労働力不足が見込まれる中、キャッシュレス決済は店舗業務の効率化につながるほか、現金に触れないため衛生的であるなど、新型コロナ対策の一つとしても普及が望まれています。

このため、地域内で利用できる地域通貨ポイントの導入など、キャッシュレス化に取り組むモデル的な市町村の取組を支援し、その取組効果を他市町村に波及させたいと考えております。

2の事業概要の(1)のとおり、予算額は3,000万円、財源は国庫を活用したいと考えております。

(5)の事業内容ですが、市町村のキャッシュレス推進に係る経費等を補助するもので、補助率は2分の1以内と考えております。

3の事業の効果としましては、市町村のモデル的な取組を支援することで、その取組効果を他市町村へ波及させ、さらなるキャッシュレス化の推進を図りたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

**○串間企業振興課長** 企業振興課の6月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、83ページをお願いします。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、4億8,200万の増額をお願いしております。補正後の額は、右から3列目にありますとおり、17億6,164万9,000円となりま

す。

85ページをお願いします。

1つ目の(事項)新事業・新分野進出支援事業費の説明欄の新規事業、ポストコロナを見据えたものづくり企業技術力向上促進事業及び、その下の(事項)地域企業再起支援事業費の説明欄1、地域中小企業等新事業構築支援事業と、説明欄2のものづくり企業生産設備等改修支援事業につきましては、別冊の常任委員会資料でまとめて説明させていただきます。

常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

ものづくり企業等の成長に向けた支援ということで、3つの事業をお願いしております。

1の事業の目的・背景でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、デジタル化の加速や市場拡大などの環境変化に対応し、新たな成長へとつなげていく県内企業の取組を支援するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は、3つの事業合計で4億8,200万をお願いしております。(2)の財源につきましては、国庫を活用いたします。

(5)の事業内容でありますけれども、1つ目に、新事業転換サポートとして、経営課題の分析や事業計画の策定などに取り組む企業に対しまして、専門家の派遣を行います。

次に、新事業構築支援といたしまして、コロナ禍における新たな事業展開や医療関連機器の開発、ICT技術の導入等に要する経費の補助を行います。

次に、ものづくり企業生産設備等改修支援としまして、コロナ対策としての生産設備等の改修に要する経費の補助。

最後に、ものづくり企業技術力向上支援とい

たしまして、公設の試験研究機関等と連携いたしました技術力向上を図る取組に対する経費を補助することとしております。

補助率等につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の補正予算について、御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、87ページをお開きください。

今回の補正は、6億2,770万2,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、20億636万7,000円となります。

89ページをお開きください。

(事項)地域雇用対策推進費の説明欄のところ、1(1)の新規事業、外国人技能実習生等受入事業者支援事業、2の改善事業、離職者等採用企業支援事業、その下の(事項)労働調査広報費の説明欄1のところ、新規事業、緊急雇用維持支援事業の3事業でございますが、別冊の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

まず、新規事業、外国人技能実習生等受入事業者支援事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。国の新型コロナウイルス感染症の水際対策の措置に伴い、入国後の待機期間中の宿泊費や交通費などの経費は、外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる県内事業者、監理団体が負担することとなります。この事業者等の負担軽減を図ることを目的とするものでございます。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は(1)

のとおり、7,555万1,000円をお願いしております。全額国庫でございます。

(5)の事業内容のとおり、県内事業者や監理団体が負担した外国人技能実習生等の宿泊費、交通費等について、3分の2を補助する宮崎県中小企業団体中央会に対し、補助金を交付するものであります。

次に、12ページの改善事業、離職者等採用企業支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、企業は事業の縮小や休止など大きな打撃を受けている中、一層の経営悪化により解雇や廃業の増加が危惧されるところであります。離職等を余儀なくされた方の再就職に向けた環境は厳しい状況にありますことから、企業の採用意欲低下を防ぐことにより、コロナ関係離職者等の雇用機会の確保と早期就労を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は(1)のとおり、3,295万1,000円をお願いしております。全額国庫でございます。

(5)の事業内容のとおり、コロナ関連離職者等を正規雇用労働者として雇用した企業に対して、採用者1人につきまして、20万円を給付するものであります。

次に、13ページの新規事業、緊急雇用維持支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。コロナ禍において、多くの事業者が、国の雇用調整助成金、または、パートなどを対象にいたしました緊急雇用安定助成金を活用しながら、雇用の維持を図っておりますが、5月以降、助成率の引下げ等が行われ、さらに、休業されている労働者についても、社会保険料などの事業主負担は継続することから、経営状況は一層厳しさを

増すものと考えております。このため、一定の支援を行うことで、事業の継続、雇用の維持を後押ししようとするものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は(1)のとおり、5億1,920万円をお願いしております。国庫でございます。

(5)の事業内容のとおり、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者には、5月分から8月分までの支給決定額の10分の1相当額を給付するものであります。

当課の説明は以上でございます。

**○飯塚観光推進課長** 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料91ページをお開きください。

一般会計で、7億4,439万5,000円の補正をお願いしております。

補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、67億6,037万4,000円となります。

93ページをお開きください。

1つ目の(事項)観光交流基盤整備費の説明欄の1、新規事業、観光みやざき緊急誘客促進事業5億4,525万円であります。

続きまして、次の(事項)国内観光宣伝事業費の説明欄の1、改善事業、教育旅行誘致・定着促進事業費5,079万円であります。

続きまして、次の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄の1、改善事業、東京オリパラ等合宿受入推進事業1億4,835万5,000円あります。

以上3事業の詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料14ページをお開きください。

新規事業、観光みやざき緊急誘客促進事業で

あります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症が流行する中、比較的感染リスクの低い県民による県内旅行を継続しつつ、感染防止対策を徹底するとともに、全国的な新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極めながら、本県の強みを戦略的かつ強力に発信することにより、本県への誘客を促進するものです。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は5億4,525万円であります。

事業内容につきましては、①県内限定クーポンの付与として、国の地域観光事業支援が12月末まで延長されたことに伴い、県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーンを利用した平日の宿泊利用者に対して、県が分散型旅行を推進するために実施する県内限定クーポン2,000円分の付与を12月末まで継続するものであります。

また、②交通機関や旅行会社等と連携した誘客として、県外からの誘客を促進するため、国内の交通機関や旅行会社等と連携し、下期の旅行商品の造成やプロモーションを実施するものであります。

最後に、③ゴルフ場感染症対策等支援として、県内のゴルフ場に対して、感染防止対策の強化に要する費用を補助するものであります。

続きまして、15ページをお開きください。

改善事業、教育旅行誘致・定着促進事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、コロナ禍における県内教育旅行の誘致・定着化を図るため、学校に対する貸切バス費用や、旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際の商品企画開発費に対する補助を行うものです。

2の事業の概要の(1)補正額にありますように、5,079万円をお願いしております、補正

後の額は7,999万円であります。

次に、(5)の事業の内容ですが、今回6月補正におきまして、①貸切バス借上げ費用の助成として、県内外の小中学校等が本県で教育旅行を実施する際、貸切バス借上げ費用の助成額を1台当たり2万円増額し、5万円にするものであります。

また、②教育旅行商品企画開発費の助成として、旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際、商品企画開発費の助成額を1泊当たり1,000円増額し、2,000円にするものであります。

続きまして、16ページをお開きください。

改善事業、東京オリパラ等合宿受入推進事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、万全な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック等に向けた国内外代表チームの事前合宿や、大きなPR効果や経済効果が見込める大規模スポーツ大会の開催支援等を行うものです。

2の事業概要の(1)補正額にありますように、1億4,835万5,000円をお願いしております、補正後の額は、4億4,472万3,000円であります。

次に、(5)の事業の内容ですが、今回、6月補正におきまして、②自治体等で組織する受入実行委員会に対する費用の一部支援として、チームから新たに要望のありましたバス借上げ、仮設ジム設置や、PCR検査会場の借上げ等、感染症対策のための経費負担を追加するものであります。

また、③海外代表チーム事前合宿等の新型コロナウイルス感染症対策支援として、選手団へのPCR検査等に係る費用負担を追加するもの



であります。

説明は以上でございます。

**○吉田オールみやざき営業課長** それでは、オールみやざき営業課の提出議案について御説明させていただきます。

お手元の令和3年度6月補正歳出予算説明資料のオールみやざき営業課のインデックス、95ページをお願いいたします。

オールみやざき営業課からは、9,800万円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄になります。9億8,505万6,000円です。

97ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)県産品販路拡大推進事業費の説明欄1のところ、新規事業、未来を拓け!県産品販売促進強化事業9,800万円でございますが、詳細は別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料17ページをお願いいたします。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、今後有望と考えられますネットを活用して、県産品の販路拡大を実施しますほか、コロナ後を見据えまして、県のアンテナショップでのイベントを実施することによりまして、県産品の需要喚起、新たな顧客の確保、認知度向上を行うものでございます。

2の事業の概要であります。予算額は、9,800万円をお願いしております。財源は国庫を活用いたします。

事業内容としましては、ネット上で割引クーポンを発券し、県産品の販売やアンテナショップのPRを行いますほか、コロナ後を見据えまして、県のアンテナショップが4館ございますけれども、こちらで販売促進イベントを実施し

たいと考えております。

また、併せて、テレビとマスメディアを活用した県産品をはじめとする本県のプロモーションを実施する計画でございます。

3の事業効果としましては、ネットクーポンの発行によりまして、県産品の販売促進が期待されますほか、ネット上でアンテナショップのPRを行うことで、ネットと物産館相互の誘導が図られ、県産品の売上増、知名度向上につながるものと考えております。

当課の説明は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について、質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 商工政策課にお聞きしたいんですけども、先ほどの説明で、みやざき商店街活性化支援強化事業を今回新規事業で上げてらっしゃいますが、この前段として、Go To商店街という国の事業の取組がなかなか厳しかったということなんですけれども、まず、そこができなかった理由をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**○児玉商工政策課長** 私どもも、どういった理由なのかということでもいろいろ考えたんですけども、インタビューいたしますと、結局のところ、それぞれの商店街におかれましては、マンパワーが十分にありません。また、当然、国の事業で採択いただくためには、きちんとしたアイデアなんかも必要になるかと考えます。意欲はあるんですけども、マンパワーとか、アイデアがちょっと不足しているということで実施に至らないようなケースがあったと見込んでおります。

**○二見委員** この1年間コロナが発生して、イ

イベントが基本的にできないという認識なのかなと思うんですよね。だけれども、外出自粛まで要請したりする緊急事態宣言下と、それが解除されたときによって、人の流れというものをうまくアクセルをかけたり、ブレーキを踏んだりしながら調整してきていたと思うんですけれども、商店街の人たちも実際にイベントを企画するとき、感染対策をどうするかということに関して、いろいろ考えてはみても、実際発生したらどうするのというのを考えると結局できないという判断になってしまうんですよね。ワクチン接種とかが進んでいけば今後変わっていくだろうと思いますけれども、そこ辺についての考え方というのはどのように見ればいいんでしょうか。

**○児玉商工政策課長** 委員がおっしゃいましたとおり、この新型コロナの収束が見えない中においては、イベントを実施するにしてもなかなか容易にはまいりません。ただ、商店街というのは、地域の人たちの暮らしを支えているところであると思いますし、また、地域の文化を発信するような、活力を見出すような場にもなり得るところだと思います。商店街には、それぞれの事業を通じまして、その事業について専門的な知識を持ってらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。

例えば、お茶を販売している事業者であれば、お茶のおいしい入れ方とか。なかなか家庭でお茶を飲むということがなくなってきた中で、改めてお茶をおいしく楽しむというようなことについて、例えばオンラインなどで発信して、こういうふう飲むとおいしいというようなところを専門家である商店の方が情報発信して、それを見たお客がコロナが落ち着いたら商店街に足を運んでいただくというような、コロナの中

で工夫を考えてらっしゃる事業者もいると思います。そういった方を後押しし、そして、コロナが落ち着いた後に、実際に商店街に足を運んでいただくように、我々としては支援をしてまいりたいと考えております。

**○二見委員** コロナが落ち着いた後というのは、どの時期を言われるんですか。

**○児玉商工政策課長** 今、県として、感染拡大緊急警報であったり、特別警報であったり、行動要請をさせていただいております。緊急事態宣言のときには原則外出自粛をお願いしますという厳しい状況から、必要性を見て判断してくださいという状況、そして、緑圏域と言っていますけれども、感染された方が確認されていない地域においては、当然注意をしながらではありませんけれども、通常の生活にほぼ近い形で行動していただけるという状況がございますので、情報を正確にお伝えしながら、その状況下において商店にお越しいただけるようにならないかなと考えています。

ワクチン接種がなかなか行き届かない中では、収束したとか、落ち着いたとかというのは、軽々には私どもも申し上げられないんですけれども、それぞれの状況に応じて、できれば、地域の皆さんが生活に支障のない範囲で動いていただけるようになればいいかなと考えております。

**○二見委員** 全国の状況を考えれば、今もう宮崎県みたいにある程度抑えたところもあるけれども、出たりするわけですよね、それはどこかにコロナの種が残っているというか、県外から来るのか、持ち帰ってくるのか、もしくは、分からなかったのが、そこで発症したりとかして分かるようになるのかとか、いろんなパターンは考えられると思うんですけれども、感染が急拡大しているとか蔓延しているような状況でな

くても、まだ日本国内のどこかで発生している状況があれば、落ち着いているって最終的には言えない状況なんだろうと思います。

なんだけれども、そんな中で、こういうイベントを企画しながらやっていかなければ、地域の経済って、もう疲弊しきっていますので、やっていけないといけないと思います。感染症に関する対策というか、知識というものも、商工政策課並びに担当の方たちもしっかり持っているもらわないとアドバイスのしようもないと思うんです。そこ辺の連携というのは、ちゃんと福祉保健部とやってらっしゃるんでしょうか。

**○児玉商工政策課長** 商工観光労働部といたしましては、それこそイベント等を開催して、にぎわいをつくったりとかするのが我々の使命だと思っています。当然、こういったイベントを考えているというところについては、個別に福祉保健部に相談をしながら事業の実施の検討をしておりますので、情報の共有については、今後もしっかりやっていきたいと考えております。

**○二見委員** 先ほど正確な情報を発信しながらとおっしゃいましたが、なかなか、それが難しいでしょう。みんな価値観も違えば、感覚も違うし、置かれている状況も違えば、右から左というか、受け止め方が全然違うんですね。そんな中で、こういう企画をしていくとなると、やり切るためには相当なエネルギーが必要になってくるんですよ。ましてや、今は落ち着いていても、実際やるときに広がっていたら、中止せざるを得ないとか、そういったことも考えなければなりません。

今から夏になっていきますけれども、基本的に都城市も夏祭りは多分全部中止になっているんだろうと思います。ただ、秋のほうは今どうするかというのを聞いていたりするんですけれ

ども、この事業を今回ここで補正を出してやるにしても、いつ頃実施できるという見込みは、どのように見てらっしゃるんですか。早ければ早いだけ、もうすぐに始められるというような感覚なんでしょうか。

**○児玉商工政策課長** まず、この商店街活性化につきましては、商工団体などに委託して実施しようと思っております、この予算についてお認めいただいた後に委託事業者の選定を進めたいと思っております。

それから、商店街の実態把握が大事だなと思っております、商店街のリーダー的な方々がいらっしゃいますので、その方たちと認識を共有しながら、その商店街をどのような姿に持っていくのかというのをしっかり考えていきたいと思っております。

そのため、実際にイベント等の企画実施に当たりますと、今のところ、すぐにできるものではないのかなと、数か月ほど時間をかけて準備しまして、開催にこぎつけたいと考えておりますので、具体的な日程というのは、今のところお示しできるものはございません。

**○二見委員** 県が事業主体になっているけれども、これを事業委託するんですか。そうすると、今言ったような感染対策については、皆さんはそれで連携しているかもしれないけれども、その事業者に対してのつなぎは非常に難しいと思っておりますけれども大丈夫でしょうか。

**○児玉商工政策課長** もちろん委託団体のほうに任せっ放しということは私ども考えておりません。実際には、委託事業者を通じまして、例えば、まちづくりのコンサルタントに分析等をお願いするんですけれども、当然、今、県内の感染状況を詳しく知っているといえますか、福祉保健部から情報を得ているのは我々だと思っ

ております。

ですので、我々のほうでしっかり委託事業者と感染予防対策についての共有とか、あるいは感染が拡大した場合のやり方、あるいは、イベントの中止等についても、一緒に関わってまいりたいと考えております。

**○二見委員** 質問じゃないですけども、事業委託するところが、どういうところか分かりませんが、商店街の実態をちゃんと把握するだけでも相当時間かかると思いますよ。

これを今年度内に何とかって言われて、数か月たってから、いろんなイベントを考えるかもしれないんでしょうけれども、急ぎ過ぎてもよくないと思うし、かといって、結局、何もできなかったでもいいかと思うので、しっかり見極めながらやっていただかないといけないかなと、お話をいろいろ聞いていて思いました。

**○来住委員** 昨年度、本県の活用事例が1件にとどまっているんですけども、その1件というのは、具体的にどこの商店街なのか。さらには、その商店街は具体的にどのような内容の事業をされたのか。その事業に対して、県の予算はどれほど出されたのか。もう少し詳しく教えていただきたいと思うんですが。

**○児玉商工政策課長** 採択されて実施いたしましたのは、日南市の\*油津商店街です。こちらの取組としましては、マーケティングに基づいたニーズ調査を図っていくということで、公式LINEアカウントをつくりまして、その登録者を増やし、様々なニーズ調査を行っていくということだったんですが、コロナが感染拡大した状況もあって、実は、その登録者を増やすためのイベントも企画されていたんですが、この油津商店街でのイベントについては中止をしているという状況です。また、これは国の予算をそ

のまま使っておりますので、県の予算というのとはございません。

**○坂口委員** 予算説明の以前にですけども、資料の整理の仕方で、財源で国庫と書いてあるものと、1つだけ、地方創生臨時交付金という具体的に書いてあるのがあって、ここんところは統一するべきだと思うんですね。これは僕の質疑に入る前に、国庫の内訳を聞かせていただきたい。

**○児玉商工政策課長** 大変申し訳ございません。商工政策課で提案させていただいております、7ページのインターネット、8ページの商店街、そして9ページのキャッシュレス版ですね、こちらについては、全て地方創生臨時交付金の通常枠分になります。

**○坂口委員** そうだと思うんですね。だから、そう明示すべきだと思うんです。というのが、包括交付金との違いなんかも、ここの審議対象のすごく重きを占めると思うんです。

例えば、今度のワクチン支援事業は、包括交付金じゃなくてこちらの交付金から出ていますよね。そこらに対しての質疑というのは、今回ものすごく僕にとっては比重が重いんですよ。だから、国庫というのは補助金から普通交付金からいろいろあるわけですので、せめて委員会で審議する予算資料には、そこを親切に明示すべきじゃないかなって、これ質疑に入る前にちょっと注文です。

**○串間企業振興課長** 企業振興課で提案させていただいている10ページのものづくりに関する支援の3つの事業につきましても、地方創生臨時交付金を活用した事業ということで、説明が漏れていました。申し訳ございません。

**○坂口委員** 個別に聞いているんじゃないです。

※12ページに訂正発言あり

この予算書の在り方。だから、部長か、次長が答えれば、もう、そんな手間は要らなかった。それか、商工政策課が代表して答えるのかなと思ったんです。だから、こちらの意を酌み取りながら効率的にやっていかないと。あとはいいですよ。多分、この中に包括交付金なんて入ってこないわけですから。

**○児玉商工政策課長** 坂口委員の御指摘については、きちっと受け止めまして、予算の財源について、内訳をしっかりと御説明することが大事だと思いますので、今後、気をつけたいと思います。ありがとうございます。

**○坂口委員** これは財政課にしっかりと整理させて、全課共通していくようにしないと分かりづらと思います。

**○児玉商工政策課長** 総務部のほうに、そのお話について、しっかりと伝えたいと思います。

**○坂口委員** そこは部長から責任もって、説明しておくべきじゃないかな。

**○横山商工観光労働部長** 失礼しました。総務部とも話をしまして、適切な説明ができるようにしたいと思います。

**○児玉商工政策課長** 申し訳ございません。先ほど1件採択された商店街の関係で、油津商店街と申し上げたんですが、正確には、株式会社油津応援団でございました。訂正させていただきます。

**○窪菌委員** 7ページのインターネット販売促進事業でございますけれども、これはいろいろスキルアップしたり、そういった研修をするといったものだと思っているんですが、本県については、消費地に非常に遠いというところもありますので、今後なくてはならない販売の戦略の一つになろうかと思えます。

今、各市町村や個人でもたくさんやっている

んですよ。今さらというような感じがしないでもないんですけれども、今やってらっしゃる団体なり、あるいは、ふるさと納税で牛肉といった宮崎県ならではのものを販売しているところが実際どうなのか、分かっている範囲内でよろしいんですけれど。

**○児玉商工政策課長** インターネットを通じた販売につきましては、事業者であったり、個人であったり、様々な方が利用されておりますので、その全てを把握しているわけではないんですけれども、私どもで県内の事業者数で把握しておりますのが、楽天の登録者の推移です。

その数字によりますと、県内では昨年2020年に256事業者が利用されているんですけれども、5年前の2015年が199事業者でございました。国内のインターネット市場につきましては、非常に売上げが伸びておりまして、特に現在のコロナ禍においては、巣籠もり需要と申しますか、実際に足を運ばなくても利用できるインターネット市場を活用して商品を御購入される方が増えている状況であります。

私どもも交通的に便の悪い本県において、それこそ、もう何年も前からインターネット市場を活用して県外からいろいろ物を買っていただく、県外の方に商品を売っていくというのは大事だということで、インターネットの支援について、様々な事業もしてきたところです。その事業所の推移については、先ほど申し上げましたように増えてはいるんですけれども、我々としては、もっと増やしていくことによって、県外に我が県内のよりよい商品を販売し外貨を稼ぐと申しますか、購入に結びつけていきたいと考えております。

**○窪菌委員** 全国どこもやっているんですよ。非常に競争が激しい世界だろうと思っています。

特に、九州は佐賀県とか、長崎県といったところを中心に非常に手広く、いろんな団体の方がやってらっしゃるといことも聞いておりますし、まだまだ宮崎県はこれからかなとは思っています。出店希望者の状況は今後どうなんでしょうか。

それと、今までこれをやるとすれば、それぞれの事業者が、それぞれの事務所を構えてやるのに支援していくという考え方だったんですか。

**○児玉商工政策課長** インターネットの市場に参入するに当たりましては、サイトが各種あるんですけれども、そちらに登録するための初期費用がかかったりいたします。県としてその初期費用について支援をさせていただきたいと考えております。

今回、我々の目標としましては、この事業の取組によりまして、新規出店数を30社増やしたいと考えております。

**○窪菌委員** この楽天の初期投資の登録料が非常に高いんですね。ですから、ここで挫折してしまうという人がほとんどのようです。そういったものも支援していくということですので、ぜひ、これを成功させていただきたいと思っていますところでございます。

それと、17ページのアンテナショップがそれぞれ4つありますが、これとの関連はないんですか。

**○児玉商工政策課長** 17ページは、物産館の関係の事業者になろうかと思えます。私どもは、そういったものに加盟していない、それこそ、まさに新たに始めるという方たちを増やしていく取組の事業になります。

**○窪菌委員** 私もまねしたことがあるんですけれども、経費に食われてしまうんですね。さらに1番のネックは人件費に食われることだろう

と思います。ですから、そのあたりも、ちょっと考えていただくとありがたいかなと思っていますところでございます。

**○児玉商工政策課長** 先ほど委員がおっしゃいました楽天の例で申し上げますと、初期の登録費用として6万円ほどかかるようでございます。また、月額の出店料というのがありまして、これが1万9,500円ほどかかるようでございます。プランによって金額が変わるようでございますけれども、楽天の場合ですと、それぐらいはかかるということでもありますので、県といたしましては、そういった初期の登録費用や月額出店料についても、全てというわけには、なかなかいかないんですけれども、一部支援をさせていただきます。

また、実際に事業を実施するに当たりまして、様々なスキルが必要になるんですが、こちらについては、改善事業でもともと予定しておりましたスキルアップセミナーの中で、売上げ伸ばすためのスキルやノウハウを習得していただくことで事業者を支援していきたいと考えております。

**○坂口委員** さっきのに関連して、東京オリパラの合宿受入れです。ここで地方創生臨時交付金からということになってますけれども、(5)の③ですよね。これらは本来なら性格上、コロナに対しての疫学的な面からの事業に使える包括交付金ですよ。こちらから支出すべきものじゃないかなって気がするんですけれども、これをここに一緒に突っ込まれたっていうのは、何か、それなりの理由があったんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** この分の国庫でございますけれども、こちらにつきましては、オリパラホストタウン向けに準備された交付金でございます。ホストタウン等新型コロナウ

ウイルス感染症対策交付金という限定した交付金がありますので、それを財源としたところでございます。

○坂口委員 そうすると、地方創生臨時交付金の中からではなくて、また、別個な財源からということになるんですか。

○中尾スポーツランド推進室長 16ページの2の(5)の③につきまして、先ほど申し上げた国庫の交付金を活用しているということで、それ以外の対象とならない分につきまして、地方創生臨時交付金で対処したところでございます。

○坂口委員 そこは明示しとかなないと。僕らにとっては物すごく大事なところなんです。何が言いたいかというと、集団接種への支援とか、お医者さんの派遣といった包括支援金で賄えるところに、この交付金から7億円出しているんです。だから、県単独事業ということでは、できなかったわけですね。

この7億円というのは、経済対策に突っ込めるお金なんです。ところが向こうの金は経済対策には突っ込めないんです。これは、今後財源が足りない中であまりにもでかすぎますからそこをどう整理されてあんなことをやられたのかなって。もう是が非でも大切なことに背に腹は代えられずにやったのか。それならば、今後また国のほうで補正があるわけですから、そこで、また包括交付金というのはちゃんと交付されてくるわけだから。そこから取り戻しといて、そして、また、経済対策に使える金というものを持つとかなないと、もう先ほどもアフターコロナの話が出たわけでしょう。

金が幾らあっても足りないところの目前まで来ているんですよ。だから、こんな、もったいない使い方をせずに、そこを見据えて、ちゃんとやってほしいなということで、さっきの財源

の内訳をしっかりとしてほしいです。今みたいなのも、これ見たらもったいないって僕ら率直に思いますよ。今のが書いてあれば、致し方ない。苦労、工夫、工面されたなというのが分かりますけれど、それが予算審査の場ってのもですね。僕らに提出してもらった資料の1番大切なところはそこだ。

それで言いたいんですけども、いよいよ国のほうが数千億円やりますから、その中で、包括交付金の交付が必ずありますから、そこから僕はしっかり取り返しておくべきだと思います。回復に数年かかりますから、これは年度が終われば次まで恐らく繰り越せる財源として確保できます。そこを見据えて、もらった金は一銭も逃さない、1円まで使い切ると、それで宮崎県の経済を上げていくしかないんです。活力、民活と言ったって、簡単にいかないです。

先ほど言われたように、たった1件の油津の事業でも、やっぱり、そこに予算をつけて、残ったものは留保として持つべき。そして、場合によっては指導員から商工会に、こういう視点からやれば審査に受かるよという弾を出させるべきです。とにかく、国庫を持ってきて、宮崎県に落とさなきゃ。そういう意味で、予算書はしっかり作ってほしいと思います。

さっきの7億円に対しての腹積もりは当然出されるときにも持つておられると思うんですけども、あれは貸したお金だぐらいの感覚でいなきゃ駄目だと僕は思うんです。そこはどんな感覚を持つての7億円の経済に使うべきお金から医療に使ってしまったのか。何らかの考えとか、腹積もりはあるんですか。

○横山商工観光労働部長 今回の7億円の件でございますけれども、詳細を把握しておりません。今、しっかりした答弁ができない状態で

ざいまして、申し訳ございません。

**○坂口委員** 医師とか、看護師を派遣して行って、例えば、西都市あたりでも集団接種にお医者さんなんか出してくでしよう。それから市町村に出しているでしよう。そういうお金が9億9,000万円だから。これは、やっぱり、コロナ対策の疫学上の医療上の金——包括交付金から出すべき。あれもやっぱりひもつきですから、そこにしか出せない金だから、それから使うべきです。

これは幅広く経済対策に使えるお金。だから、そういった医療上の行為にも使えなくはないから、出されたんだと思うんですけども、それは持つとくべきじゃなかったんですかって。お前のところはお前のお金でやれと言うべきじゃなかったんですか。ないって言ったら、これは貸すだけだよということで、次のとき、ちゃんと返すんだよとやっとかないと、経済対策は幾ら打っても足りない状況の中で、もったいないでしようって。そのうち国もまた補正をやるんだから、そのとき、しっかり取り戻さなきゃ。

7億円分の半分あるいは6割取っても大きいと思うんですよ。取り戻さなきゃ駄目だから、その腹積もりで出されたんかなと思ったけれども、そういうことを考えずに出すんだったら、経済対策のお金は出すべきじゃないって僕は思うですよ。あれは地方創生臨時交付金からということを僕が本会議で尋ねたら、答えられました。そこは、しっかりしとかないと、ほんと、このお金はもったいないと思うんですよ。

そして、返すべきじゃないですよ。1円まで使うべき。だから、こういう条件で採択されなかったら、どこがネックかということを指導して行って、弾を出ささせるべきと僕は思います。大切なことは、ここの事業を成功させることも

だけれど、この数千億円もへこんでしまう県内GDPをいかに元に戻すか。極端に言ったらそこには交付金を持ってくるしかない。もちろん個々の努力で、民活というものも当然あり得るけれども、それでは短期間でとても賄い切らないと思うんですよ。だから、予算というのは命の綱だっただけで、しっかり整理しながらやってほしいなと思うんです。

**○横山商工観光労働部長** 申し訳ございません。私も財政課の中で財源の整理というのをやっているんですけども、なかなか御指摘いただいたような全体的な把握というのができてないというところで今、反省をしているところでございます。そこも含めまして、財政課ともしっかり調整しながら、大事にこのお金を使っていくということで、やっていきたいと思っております。(「ぜひ、お願いします」と呼ぶ者あり)

**○二見委員** キャッシュレス版地域内経済循環支援事業は市町村にアイデアを出して、やってみらんかというような手法かなと思うんですけども、今、全国のいろんな自治体でも、介護のボランティアをしたら、ポイントが年間最大幾らつくというのをやっていたりとかするところも結構あると思うんですけども、そういう事前の情報をキャッチした上での、市町村へのプレゼンになるんでしょうか。この下に、イメージがあるけれども、県として実際に具体的な絵が描けているのでしょうか。

**○児玉商工政策課長** まさに委員がおっしゃったように、市町村がどう考えているのかを把握するの大事でありますので、我々、この事業を構築するに当たりまして、市町村からお話を伺っているところであります。

最近の取組で言いますと、川南町で、地域電子通貨「トロン」というものがございます。今



までは、紙のカードとかで、いろいろ健康事業とか、ポイントがたまったりとかっていうものもあったんですけども、電子通貨を使って地域内で様々なことに使えるようなサービスを受けたりとか、そういったものにできる仕組みの導入を検討しているところがございます。

システムを導入するには、前段として、その地域の方々が電子通貨に慣れていただくことも必要なので、例えば、Pay Payとか、既存のものがございますけれども、そういったものの利用促進を図るということで考えている市町村もございました。

この事業については、それぞれの市町村において事情がありますので、地域において使えるような形を一緒に考えて、大事な財源をしっかり使いながら、県内においてもキャッシュレスの普及を進めていきたいと考えております。

**○二見委員** 今、お話を伺って、そういうやり方で行くんだらうなとも思うんですけども、例えば、今、この地方創生の人口減少時代の中で、いろんな問題とか出ているじゃないですか。例えば、学校では部活動の指導員の話があったりとか、ああいったものをボランティアでしてもらうのも、そういうポイントとか使えないのかなと考えたりするんですよね。介護でもボランティアを利用したりとか、いろんなアイデアがあるんですけども、全体的なイメージを県として持っておく必要があるんじゃないでしょうか。

先ほどいろんな紙のカードがいっぱいあるからと言われたけれども、今現在はポイントがつく電子のいろんなカードがいっぱいあるわけです。コンビニでも違ったりとか、交通券もいろんなカードがあったりとかしているわけです。国では、マイナンバーカードを何とかして普及していきたいという意向もあるわけだし、そこ

辺を1回整理して、新しいポイントを使えるようなキャッシュレスの経済の仕組みというものを考えていかないと、みんな勝手なことを、いろんなところが始めていったら、また、それをやめて入れ替えるのも、かなり労力がかかります。だから、もうちょっと検討して考えをまとめたほうがいいんじゃないでしょうか。

**○児玉商工政策課長** それぞれ市町村のお考えを伺っていく中で、やはり、こういった地域内で使えるものについて、市町村独自でつくりたいという考えはあります。というのが、通常のPay Payとかですと、それは地域外でも使えるものですから、できれば、市町村の考えとしては、地域内で使える電子的なポイントカードにしたいと。

じゃあ、そのようにしたいという思いはあるんですけども、実際導入しようと思しますと、初期費用はかなりかかります。その初期費用がかかるものですから、そこに、ちゅうちょしているというようなところがありますので、我々県としては、今回の事業においては、考えてらっしゃる市町村さんも幾つかあるものですから、その市町村の取組を今回の事業で支援をさせていただきます。あとは、それをどのようにそれぞれの市町村が使っていくかということなんですけれども、まず幾つかの市町村でモデル的にやっていただいて、そこで試行錯誤やっっていく中で、工夫できる点とか、あるいは、課題の部分も生まれてくるかと思えます。それをほかの市町村とも共有して、本県として、どのようにキャッシュレス化を推進していくのかというのは、しっかり考えてまいりたいと思います。

**○二見委員** お金だけが経済じゃないですからね。物とか、人とか、そういったものが動いていって、よりよい社会をつくっていくという

ころが1番の大事なところなんだろうなど。どの市町村も、自分のところで何とか活性化させたいというのがあるんでしょうけれども、もうちょっと俯瞰的な視点で物を見て考えていくことが必要かなと感じたので、これ僕の意見として申し上げておきたいと思いました。

**○窪菌委員** 11ページの外国人技能実習生等の受入れなんですけど、これは今まで中小企業団体が負担していた経費を新たにこの団体に対して支援しますよということだろうと思うんですけど、これは定額なんですけど、それとも負担した金額に対して、そのうちの何分の1ですよということなのか。具体的には3分の2ということですけども、こういった形で交付されるようになるんですか。

**○兒玉雇用労働政策課長** この事業でございますけれども、現在、中小企業団体中央会でやっているものではございません。今回、中小企業団体中央会で初めて実施するものでございまして、それに対して、県が補助をしていくというものでございます。

具体的には、中小企業団体で、実施企業等から、宿泊費でありますとか、あとは、公共交通機関を使いませんので、レンタカーなどを使うといったことになるんですけども、それと高速道路代とか、そういったかかった経費の中の3分の2を中小企業団体中央会が補助をするので、それに対して県が補助をするという、いわゆる間接補助というやり方でございます。

**○窪菌委員** 新たにということですけども、今まではどういうふうになっていたんですか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 本県で言えば、昨年の6月補正で、水産政策課が漁業関係の技能実習生に対する支援を行ってきておりまして、今年度も行っております。ただ、県全体の、いわ

ゆる外国人技能実習生への取組は今回が初めてということでございます。

**○窪菌委員** ということは、それぞれ、そのときに受け入れる団体が負担していたんですね。

**○兒玉雇用労働政策課長** 委員が言われるとおり、監理団体が恐らく支払いをして、それを最終的に技能実習実施者——いわゆる企業でございますけれども——そちらに請求をするというやり方が一般的かなと思っております。

**○窪菌委員** 労働者不足も絶対避けられないので外国人労働者を受け入れないともう回らないような状況があります。ぜひ、こういったものを支援しながら、労働力の緩和というんですか、そういうのに目線向けて、こういった経費云々も一時的ですからね、ひとつ、よろしく願いしたいなと思っております。

**○来住委員** 12ページの離職者等採用企業支援事業なんですけれども、5の事業内容のところに、コロナ関連離職者等を正規雇用した企業に対して、1人につき20万円を出したいということなんですけど、このコロナ関連の離職者の定義はどう理解すればいいのか。

**○兒玉雇用労働政策課長** コロナ関連離職者でございますけれども、離職者票であるとか、本人の申立て等によって判断をしていこうと考えております。こちらとしては、なるべく幅広には捉えていきたいと考えております。正規職員という形で対象にするということにしておりまして、週20時間以上勤務する無期限雇用の方ということで定義をしたいと考えております。

**○来住委員** それともう一つ、今の発言とちょっと関連すると思うんですけども、正規雇用で雇ったが、雇われた方が1か月で辞めちゃうということも全く起こらないこともないわけで、そういったときに、この20万円の補助を出す上

で、例えば1年間とか、少なくとも半年以上を勤務してないといけないとか、そこ辺の雇用というものの時間的な定義を教えてください。

**○兒玉雇用労働政策課長** 条件といたしましては、何か月以上雇用したとか、そういうことについては、つけないつもりではあります。ただ、申請の段階で、しっかりと雇用が継続していることということについては、条件としては、当然含めようと思っているところでございます。

**○来住委員** 期限つけなくていいんでしょうか。ちょっと気になりますよね。一定の期限をつけないと、1か月で辞めちゃって、また新しい人1か月入れてでは、1人当たり20万円というのは大きいですもんね。

**○兒玉雇用労働政策課長** 企業からは、やはり、新しい人を雇うということはリスクがあると。意見を伺うと1か月続くと大体続いていくというのがこれまでの傾向かなと。そういったリスクもある中で採用していくので、それで、その1か月分の給与の一定額、あるいは研修等を行っていく額、こちらの割かし近い額を見ていただくとありがたいというのが企業の要望であります。そういったこともありまして、企業の体制になじめなくて辞められる方も出ると思うんですけれども、雇用者に対して出すものではありませんので、事業者のこの何か月続いたらという条件は、特段つけないつもりで考えております。

**○来住委員** ただ、意見としては、やっぱり僕は、一定の時間的なものはあったほうがいいのかなと感じますね。

**○兒玉雇用労働政策課長** 離職者を採用することについては、新卒者と違って、かなりハードルが高いと思っております。その中で、一定の方が早い段階で離職するというのも、当然リ

スクとしてはあると考えております。この事業、昨年度も同様の形で実施しておりまして、その段階でも、いわゆる何か月以上とか、そういった期限はつけておりませんで、事業者に配慮した形での事業という形で、やらしていただいております。

**○太田副委員長** 9ページのキャッシュレスの関係で、1番下の図の中に健康ポイントというのがありますが、これはどのようなイメージなのでしょう。

**○兒玉商工政策課長** 例えば、ウォーキングとか、あと、市町村が実施するような健康の体操講座とか、そういったものに参加したときなどに与えられるポイントをイメージしております。

**○太田副委員長** 11ページの技能実習生の関係ですが、この実施主体は私たちの業務を手伝ってくれるわけですから、事務費はある程度あるんでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 事務費も見ておりまして、この事業費とは別に756万円、需用費が6,799万1,000円ということで、事務費が756万円ということで、合わせて7,555万1,000円という形で考えているところでございます。

**○太田副委員長** この技能実習生については、椎葉村で事故がありましたね。新聞報道等を読んでもみると、社長と働いてくれる人の間が物すごく親子のような関係だったということで、やっぱり宮崎県の事業者はいいことをするんだなと思ってですね。私どもも、この外国人労働者の採用の場合は、日本の文化といったものも、ぜひ、学んでいただいて、母国に帰っていただきたいという思いがあります。少しいろいろ言われている問題で、監理団体というのは、働いている事業者とか本人にも会っていい指導をしたい、よろしく願いますねということをお

世話するような団体であるべきだと思うんですが、宮崎県内に今どのくらいあるんでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 県内の監理団体でございましてけれども、現在14ほどございまして。いわゆる技能実習3号まで扱える一般の監理団体が5つと、技能実習2号まで扱える特定監理団体と言われるのは9つです。

**○太田副委員長** 16ページのオリパラの合宿の関係ですが、こういう時期だったから、宮崎県も慎重にされていると思うんですが、私が聞いたところでは、宮崎市だけが受入れを実際しているということですから、このいい意味での恩恵を受けるのは宮崎市だけになるんでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** ホストタウンとしましては、宮崎市のみになりますので、実施主体は県と宮崎市合わせた実行委員会という形でやっていきます。

**○濱砂委員** 17ページの堺みやざき館KONNEと博多みやざき館KONNEは民設民営なんですけれども、どういう方が経営されているんですか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 堺みやざきKONNEにつきましては、大阪の南海グリルという飲食店の方が経営されておられます。あと、博多みやざきKONNEが今年3月にオープンいたしましたけれども、こちらは宮崎県出身の方が株式会社PUNCH—LINEという会社をお持ちでございまして、そちらの方が経営されているという状況でございまして。

**○濱砂委員** 今はあまりよくないでしょうけれど、2つの経営状況はどうですか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 博多につきましては、スタートしたばかりでございまして、まだ状況をつかめておりませんが、堺につきましては、やはり、コロナの影響もありまして、

多少下降気味というところはあると聞いております。

**○二見委員** 一点だけ確認なんですけれども、10ページの予算で、ものづくり企業生産設備等改修支援のところなんですけれども、上限が5,000万円になっていて、予算額が7,500万円ということは、1社か、2社、見込んでいるのかなと思うんですけれども、そういう状況なんですか。

**○串間企業振興課長** 上限は5,000万円としておりますけれども、この要件に自己負担があるというところもありますし、原則年度内の事業終了ということが求められるので、大規模な申請というのは、そこまで多くないとは思っております。ただ、今後、募集するに当たって、できるだけ範囲を広くしたいというところもありますし、国の補助事業に漏れた企業を何とか救うこともできないかというのを踏まえて、5,000万円という上限としているところでございまして。

**○二見委員** だから、それを聞くと予定しているのかなという感じがするんですけれども、そういうことなんですか。

**○串間企業振興課長** 特定の対象を予定しているということではなく、予算を超えるような申請があったときには、内容の審査を行った上で収まるような対応をしていくことになると思います。

**○来住委員** 15ページの教育旅行誘致・定着促進事業で、バス1台当たり5万円、それから宿泊は1人当たり2,000円という補助を出すことになるわけなんですけれども、下のイラストで、コロナによって、とにかく業者の方々も非常に大変な状態になっているし、また、お子さんを持つ

ている家庭も大変な状況になってます。

県の観光協会からこの旅行会社に対してバスの補助が出されて、割引をして学校にやることになりましたが、分かりやすく言えば、バスの5万円分と1人当たり1,000円、2,000円によって親御さんの負担が少なく済むと理解してよいのかなと思うんですが、そこをもう少し分かりやすく説明してください。

**○飯塚観光推進課長** おっしゃるとおりでございます、個人にすると、ちょっと微額になってしまいますが、教育旅行の総額に充てることによって、個人負担割が減る。もう一つは、企画開発費に回すことによって、視察先のレベルアップといたしますか、そういった商品のレベル向上も見込まれるという形になります。

**○日高委員長** それでは、よろしいでしょうか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○児玉商工政策課長** 常任委員会資料の18ページをお開きください。

令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

本年2月の定例会で、繰越明許費についてお認めいただいたものについて、繰越額が確定しましたことから、御報告するものであります。

お手元の表にありますとおり、6つの事業がございますが、いずれも新型コロナ関連での繰越しでございます。

まず、1番上の飲食関連事業者等緊急支援事業につきましては、今年1月の臨時会で議決いただいたものでございまして、支援金の申請受付が3月からとなったため、十分な申請期間を確保するため、繰り越したものでございます。

2番目のみやざき応援消費促進事業と3番目のみやざき応援消費活性化事業につきましては、新型コロナで停滞した需要の回復を目的としま

して、市町村と連携した消費喚起及び農林水産省が行うGo To Eatキャンペーンに対するプレミアム分の上乗せとして補助を行うため、昨年9月の定例会及び今年1月の臨時会でお認めいただいた予算でありまして、市町村における必要な準備期間や事業開始後における十分な利用期間を確保するため、繰り越したものであります。

上から4番目のサプライチェーン対策等県内投資促進補助事業につきましては、コロナ禍に伴う企業の国内外でのサプライチェーンの見直しや、地方回帰の動きを取り込むため、県内への工場等の移転・増設やサテライトオフィスの整備等に対して支援するものであります。事業者における設備投資に一定の時間が必要でありますことから、繰越しをお願いしたものであります。

次の「みやざきMICE」推進強化事業は、開催を予定しておりましたゴルフに関する国際コンベンションが新型コロナの影響により、令和4年3月に延期となりましたため、その開催経費について繰り越したものであります。

1番下の観光みやざき再生加速化事業につきましては、新型コロナの感染拡大により冷え込んだ観光需要を喚起するため、観光プロモーションや割引キャンペーンの経費として計上したものであります。感染状況により令和2年度中に実施できなかったものについて、繰越しをしたものであります。

説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明終了いたしました。

報告事項に関して、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○海野経営金融支援室長 常任委員会資料の19ページをお開きください。

経営金融支援室から、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

資料は、総合交通課との連名になっております。

これは、宮崎カーフェリーの新船建造に当たりまして、当室が所管します高度化資金による貸付けを行うことについて、令和元年11月議会の総務政策常任委員会との合同審査において、債務負担行為の議案を御審議いただいたことを踏まえまして、両方の委員会で、経営状況等を御報告することとしているものでございます。

まず、1の概要を御覧ください。

宮崎カーフェリー株式会社は、長期的、安定的な航路維持のため、令和4年5月及び10月の新船就航に向け、現在、計画どおりに建造が進んでいると聞いております。

次に、2の経営状況を御覧ください。

(1)の輸送量です。

貨物につきましては、令和2年度のトラック台数が6万243台で、対前年度比6,110台、9.2%の減となっております。

主な要因として、コロナの影響による経済の停滞で生産活動が減退し、貨物の総量が減少したこと、また、外食産業での消費が多い牛肉や酒類などの需要が減退したことなどが上げられます。

そのほか、年間を通して、原油価格が安値で推移したことにより、物流事業者がトラックによる陸送にルートを変更したことや、本県で鳥インフルエンザが多発したことで、1月から2月にかけて上り荷が一時的に減少したことなども要因の一つと考えているところでございます。

旅客につきましては、トラックドライバーや

旅客等を含めた総利用者数が7万4人で、対前年度比10万4,429人、59.9%の減となっております。

このうち、一般旅客については、対前年度比74.7%減、中でも団体客については、対前年度比92.7%減となっております。

主な要因として、関西エリアでの度重なるコロナの感染拡大により人の流れが抑制されたことなどが上げられます。

次に、(2)の収支状況、令和2年決算見込みについてです。

長引くコロナの影響で、貨物、旅客ともに輸送量が減少し、運賃収入が大幅に減少したことで、売上高、経常利益ともに前年度から減少しております。

売上高42億4,000万円、経常利益がマイナス4億3,400万円で、減収減益の赤字決算となる見込みです。

右の20ページを御覧ください。

3の経営安定化のための取組についてであります。

雇用調整助成金など、国の支援を受けつつ、国のGo Toトラベル事業による需要の確保の後押しを受けてきたところですが、ここでは、宮崎カーフェリーとしての対策をまとめております。

まず、旅客対策については、徹底した感染防止対策に取り組み、船での移動に対するマイナスイメージを払拭するとともに、ニーズに合った利用促進キャンペーンを実施し、需要の回復を図ります。

昨年来、空気清浄機や自動発券機などの導入による徹底した感染症対策に取り組んできております。

また、県が行うPCR検査事業や相部屋の個

室化などで船内の安全性を向上し、船での移動に対するマイナスイメージの回復を図り、乗用車割引や個室へのグレードアップなど、ニーズを捉えた利用促進キャンペーンを実施することで需要回復を図ります。

なお、今年度は新船就航に向けた機運醸成のための大型プロモーションを展開していく予定にしております。

次に、貨物対策については、経営分析や市場調査に基づく貨物営業戦略により、県外事務所等の企業誘致活動との連携を強化し、新たな販路の開拓や、特に、下り荷の確保に努めることで、収益の向上を図っていきます。

昨年度来、中小機構が派遣する外部アドバイザーを活用し、経営分析や営業戦略の策定に取り組んでいるところであります。

分析結果に基づきまして、季節や曜日に応じた戦略的な運賃設定をしたり、下り荷確保のため、定期輸送化に向けた市場調査や実証事業、また、県外事務所や市町村の企業誘致活動と連携して、県外荷主とのネットワークを構築することで、情報発信の機会や手段を拡大し、新たな荷の確保に努め、着実な収益の向上につなげていくこととしております。

貨物、旅客に係るこれらの取組の実効性を確保し、できるだけ早いタイミングの経営回復を図ってまいることとしております。

説明は以上であります。

**○兒玉雇用労働政策課長** 委員会資料の21ページをお開きください。

第11次宮崎県職業能力開発計画の策定スケジュールの見直しについてであります。

1の計画の位置づけ、及び4の現在までの進捗状況につきましては、4月の常任委員会で御報告いたしましたので、説明は省略させていただきます。

できます。

2の計画期間についてであります。当初、国基本計画と合わせて、令和3年度から7年度までの5年間としておりましたが、国基本計画の内容を十分踏まえるとともに、県の総合計画との整合性を図る観点から、策定の時期を今年度末とし、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

3の策定に当たっての基本的な考え方ですが、2の計画期間で触れましたとおり、国基本計画に掲げられている職業能力開発の方向性や基本的施策を踏まえるとともに、今年度策定に着手する次期宮崎県総合計画等との整合性を図りながら策定することとしております。

5の今後のスケジュール(予定)ですが、8月以降、県職業能力開発審議会での審議、本常任委員会への御報告、パブリックコメントを行うなどし、令和4年3月の策定に向けて作業を進めていくこととしております。

以上でございます。

**○大衛企業立地課長** 企業立地課でございます。委員会資料の22ページでございます。

令和2年度の企業立地の状況について報告いたします。

まず、1、企業立地の目標と実績であります。

表にありますように、企業立地につきましては、令和元年度から4年度までの4年間で、企業立地件数150件、このうち県外新規50件、最終雇用予定者数5,000人を目標として取り組んでいるところであります。

これに対し、元年度から2年度までの2か年間の実績ですが、企業立地件数が86件、うち県外新規が29件、最終雇用予定者数は2,374人となっております、目標に対する達成率は御覧のとおりとなっております。

次に、2の業種ごとの立地件数・雇用者数の推移であります。過去5年度分を記載しております。

1番右側の列、太線のところでございますが、令和2年度の立地件数につきましては、製造業が16件、情報サービス産業が17件など、合計で39件となったところであります。

3の令和2年度の企業立地の状況と主な特徴としましては、(1)にありますとおり、全体の件数としましては、過去5年間で最も少なくなりました。新型コロナの影響により、経済の先行きに不透明感が広がったことや、都市圏との往来に制約を受け、企業訪問など誘致活動が思うように進められなかったことなどが主な要因と考えております。

その中でも、(2)にありますように、フードビジネス関連や流通関連業は好調に推移をしたところであります。

また、(5)になりますけれども、地域的には、12市町村において、立地認定がございました。このうち、串間市、高千穂町、椎葉村には、情報サービス産業として初めての立地が実現するなど、立地地域に新たな広がりが見られたところでございます。

なお、次のページ以降に、2年度の立地企業の一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上であります。

○中尾スポーツランド推進室長 委員会資料25ページを御覧ください。

スポーツキャンプ・合宿の状況についてであります。

まず、1の令和2年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績についてであります。

(1)の令和2年度の状況であります。プ

ロ、アマチュアを合わせまして603団体、参加人数1万2,995人、延べ参加人数9万7,503人であり、いずれも前年度より大きく減少となりました。

主な要因は新型コロナウイルス感染症の影響であります。特に初めて国の緊急事態宣言が発令された4月から5月、県の感染拡大緊急警報が発令されました7月から8月、県独自の緊急事態宣言等が発令されました1月から2月の減少が大きかったところであります。

26ページを御覧ください。

(2)の春季キャンプ・合宿の状況であります。

先ほどの数値の内数であります。団体数は260団体、参加人数は6,050人、延べ参加人数5万5,559人でした。

昨年キャンセルが相次いだ3月につきましては、今年は前年同月比で99団体のプラスとなり、盛り返しが見られたものの、1月から2月は県独自の緊急事態宣言等が発令され、全体としては減少となったところであります。

観客数につきましては、今年は県や受入市町から無観客でのキャンプ実施の要請を行いましたことから、全てのプロスポーツキャンプが無観客での実施となり、平成5年度の調査開始以来、過去最低となりました。

次に、経済効果等についてであります。

無観客での実施の影響から、キャンプ参加者や報道機関等による経済効果のみとなりまして、14億7,200万円と大きく減少し、平成5年度の調査開始以来、過去最低の数値となったところであります。

PR効果につきましては、宮崎キャンプの様子がテレビや新聞で紹介された状況を金額換算したものでありますけれども、34億7,300万円と



大きく減少し、こちらでも平成11年度の調査開始以来、過去最低の数値となったところであります。

これは、広島東洋カープ1軍の日南キャンプが実施されなかったこと、それから、読売巨人軍の主力組が宮崎キャンプ不参加となったことなどから、メディアの露出機会が減ったことが影響したと考えております。

以上のように、新型コロナの影響を受け、数値は落ち込んだところでありますが、今年の春季キャンプにつきましては、プロ野球球団、Jリーグチーム、県と受入市町がしっかりと感染症対策を行った上でキャンプが実施され、一定の経済効果やPR効果を得ることができたことは、プラスの成果として捉えております。

引き続き感染症対策との両立を図りながら、本県の強みでありますスポーツをしっかりと生かして、キャンプ・合宿誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

27ページを御覧ください。

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の状況であります。

(1)の表に記載のとおり、本県では、7月上旬から8月下旬まで、9か国、6競技、計13チームの海外代表チームの事前合宿を受け入れる予定としております。

(2)は、主な新型コロナウイルス感染症対策を記載しておりますが、選手団につきましては、①のとおり、日本への出発前96時間以内にPCR検査を2回受け、②のとおり、入国時空港におきまして、再度検査を行うこととなっております。

その上で、③のキャンプ期間中ですけれども、県において、選手団等に対し、毎日PCR検査を実施するほか、宿泊施設のフロアや食事会場

の貸切り等も行うこととしております。

また、移動につきましても、貸切バス等の専用車での移動、それから、羽田一宮崎間の航空機内における選手団周りの空席の確保など、徹底した感染症対策を行ってまいります。

なお、資料には記載していませんが、万が一、陽性者が発生した際の医療受入体制や体調不良者が発生した場合のスムーズな医療受診体制の準備も行っているところであります。

県といたしましては、万全な感染症対策の下で円滑な受入れを行い、キャンプ地としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

それでは、報告事項に関して、質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 企業立地のことについて伺いたいですけれども、コロナが発生した影響というのは、よく分かりますが、逆に、このコロナの関係で、いかに日本が国内生産等について弱かったかというのも分かったわけですよね。こういう状況になったんだけれども、この1年間で、例年までの誘致活動と特別違うやり方というのは、何かされたんでしょうか。

**○大衛企業立地課長** 今の議員の御質問でありますけれども、企業にとって大変重要な意思決定である投資に関するやり取りということになりますので、基本的には企業を訪問して、秘密裡にといいますか、かなり情報を管理しながら、やり取りをさせていただいているのが実情であります。そういった中で、こういう状況により、企業訪問も受け取ってもらえない状況もありましたので、いち早く、ウェブ会議、Zoom等を導

入しまして、そういったやり取りができるような体制を整えながらやったというのが1点ございます。

それから、今回、テレワーク等々が広がった中で、地方に対する関心も広まりました。地方への関心がある企業と我々とで、セミナー等を行うことがあるんですけども、こういったのも、リアルでできない状況もありましたので、ウェブでの説明会をさせていただいたりしました。また、市町村とのつなぎというところでは、ドラフト会議という言い方をしているんですけども、例えば高千穂町や新富町、高原町、日向市といった自分の市町村のテレワーク環境だったり、立地環境をPRしたいという宮崎県に関心がある企業で、今お付き合いがあるところ等をウェブ上で結びつけような動きが年度末にあり、今年度に入ってもまだ継続してやっていこうとしている状況でございます。

**○二見委員** いろんな制約があったのは分かるんですけども、やはり、国内に戻ってこないといけないとか、都市部ではいけないという認識を持った企業もあったということで、全国的にいろんな地方で誘致活動が活発化になったのもあるわけなんです。隣の大阪府は、対象業種を広げたり、補助金を倍にしたり、そういったものを掲げて取り組んでいたというのを聞いているんです。

その結果がどうだったか分からないので、1回調べてみたいとは思っているんですけども、そういうアピールの仕方をしたりしたわけですね。こっちから行ってというよりか、アドバランを上げて、これに関心がある人いませんかというやり方をしたんだと思うんですけども、そういうものを宮崎県は何かされたのでしょうか。

**○大衛企業立地課長** 先ほど繰越明許の中にもありましたけれども、昨年6月の補正でサプライチェーン対策等県内投資促進補助事業というのをやらせていただきました。これは国の臨時交付金を活用させていただく形で、新設が1番ありがたいわけですけども、いわゆる工場の増設に関しましても、普段よりも高い補助率で補助をしますよという形で募集をいたしました。

あと、首都圏では、通勤などで密を避けるという意味で、テレワーク等が広がりましたので、テレワーク拠点を県内に設置していただけるような施設整備に対しても補助をするという形で、この事業は組み立てさせていただきまして、結果としまして、3件、採択をさせていただいたところでありました。

3件のうち2件は製造業であります。1件は、半導体製造業に納入される特殊樹脂のメーカーの東京エレクトロンというところなんですけれども、国内の調達率を上げたいというような中で、その要請に応じて増設をされました。

製造業につきましては、ニチワという日南市の企業を今回採択しておるんですけども、こちらは、中国に工場が2つございまして、国内調達率を高めるために本社の隣に工場を増設するというので応募いただきまして、採択をしたところでございます。

あと、もう一つは、GMOが県外からの従業員のテレワーク拠点、あるいは、BCPとしての拠点として整備をしていただいたということで採択したところでございます。交付金を活用させていただいて、補助率を高めることで、こういった取組、設備投資につながった案件ではないかと考えております。

**○二見委員** 今回の結果を見て、こうしたほうがよかったとか、そういった分析とか、次

へのステップにつながるような改善点とかはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○大衛企業立地課長 昨年はこちら数年の中では少なかったという状況はございますけれども、私どもとしては、先ほど掲げた目標の達成に向けて頑張りたいと思っております。

そういった中で好調であったのが、先ほどのECサイトの動きもありまして、物流拠点であります。非常に物流量が増えている一方で、トラックドライバーの不足であったりとか、今後見込まれます、時間外労働の規制といった中で、物流拠点の再配置といったことが、今後より細かになるだろうと思われまいます。そういった中で、例えば、都城市であれば、志布志道路の開通が見込まれますので、非常に有利な場所でありまいます。そのような世の中の流れと県内のインフラ整備の状況といったもの等も併せて見ながら、どういったところにメリットや強みがあるのかをしっかりと分析し、地域のことも考えながら一つ一つ丁寧にやらせていただきたいと思っております。

○二見委員 恐らく企業誘致の活動は不要不急じゃないと思うので、積極的にやっていただいたほうがいいかなと思います。あとは、新しい生活様式とか感染防止対策はするわけですから、このときできませんでしたというのは通用しないと思うんですね。逆に、この機会がチャンスだったわけなんで、このチャンスを逃したら、もうみんな決まってしまうって、あとは残ってないわけですから、そこをよく見極めてほしいなと思います。

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

それでは、請願の審査に移ります。

継続請願第3号「労働者支援の拡充を求める

請願」について、執行部から何か説明はありますでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 特にございません。

○日高委員長 承知いたしました。

関連して、委員の皆様から質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午前11時51分再開

○日高委員長 再開いたします。

午後は1時再開としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 じゃあ、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の委員会で御審議いただく県土整備部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。

申し訳ありませんが、着席させていただきます

す。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、一般会計補正予算案のほか、特別議案5件でございます。

次に、報告事項につきましては、繰越明許費、事故繰越し、ほか2件について。

最後に、その他報告事項でございますが、宮崎県新広域道路交通計画の策定ほか2件につきまして、御報告させていただきます。

続きまして、予算の概要について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。

令和3年度6月補正額は、一般会計で、太枠のDの欄の下から5番目、着色しておりますところでもありますけれども、18億7,700万3,000円でございます。

その結果、6月補正後の予算額は、右のE欄に記載のとおり、733億4,187万8,000円となり、対前年度比で19.2%の減となっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました6月補正後の部予算合計は、E欄の1番下に記載のとおり、753億4,596万1,000円となり、対前年度比で18.3%の減となっております。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長などから説明させますので、よろしく願いいたします。

**○児玉管理課長** 管理課でございます。

それでは、県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正額は、右から3列目のDの列にありますとおり、補助公共・交付金事業18億2,700万3,000円、並びにその他の欄には、後ほど港湾

課より御説明します地方創生臨時交付金を財源とする事業5,000万円を計上しており、合計で、18億7,700万3,000円となります。

次に、2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。

右から3列目のDの列、6月補正額を御覧ください。

今回の補正は、道路、ダム、港湾、都市公園の事業における国庫補助決定等に伴うもので、1番下の計の欄にありますように、合計で、18億2,700万3,000円の増額補正をお願いしております。

主な事業につきましては、道路では、交通安全施設の整備、ダムでは、ダム管理施設の機器更新、港湾では、津波対策事業及び港湾改修事業、都市公園では、県総合運動公園の整備を行うこととしております。

3ページ目は、課別の内訳を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費であります。公共道路新設改良事業など14事業で、計83億8,566万9,000円をお願いしております。これは、関係機関との調整や用地交渉などの理由により、工事発注が年度当初からずれ込むこと、また、昨年4月から、県発注の公共工事について、国が策定したガイドラインに準じて、準備期間及び後片づけ期間を見直し、工事期間が工種により35日から95日ほど延びたことなどによるものであります。

次に、5ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。

これは、河川課の公共河川事業や公共土木災害復旧事業の3件で、1番下の計の欄にありますとおり、合計で、6億6,720万円をお願いして

おります。

これは、横浜市大規模特定河川事業における橋の上下部工や大雨で被災した国道を復旧する工事の期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

説明は以上であります。

**○東道路保全課長** 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の135ページをお開きください。

当課の補正予算額は、6億114万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は、163億10万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

137ページをお開きください。

中ほどの(事項) 公共道路維持事業費であります。

これは、交通安全施設の整備や、橋梁・トンネル等の点検・補修などを行う事業でありまして、国庫補助決定等により、6億114万8,000円の増額を行うものであります。

説明は以上であります。

**○小牧河川課長** 河川課であります。

歳出予算説明資料の133ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億2,161万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、187億6,016万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について、御説明いたします。

141ページをお開きください。

(事項) ダム施設整備事業費であります。

これは、ダム管理施設の機能の向上を図るた

め、管理施設の改良や機器の更新を行う事業であります。

国庫補助決定等に伴い、2億2,161万8,000円の増額をお願いするものであります。

河川課は以上であります。

**○鈴木港湾課長** 港湾課です。

歳出予算説明資料の143ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で、10億214万7,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目の2行目ですけれども、一般会計が58億4,488万7,000円となり、その下の港湾整備事業特別会計13億1,294万1,000円と合わせまして、当課の合計は、1番上の段、71億5,782万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

145ページをお開きください。

1番上の(事項) 公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、港湾区域内の公共海岸の保全事業に要する経費であります。津波対策事業の国庫補助決定等により、3億9,060万円の増額を行うものであります。

次の(事項) 港営費であります。

これは、港湾施設の管理に要する経費であります。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、みやざき臨海公園の利用促進事業を行う経費として、5,000万円の増額を行うものであります。

この事業につきましては、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、1番下の(事項) 公共港湾建設事業費であります。

146ページをお開きください。

これは、公共港湾施設の建設事業に要する経

費であります。港湾改修事業や老朽化対策を行う統合補助事業などの国庫補助決定等により、補正をお願いするものです。

145ページにお戻りいただきまして、1番下段になりますけれども、5億6,154万7,000円の増額を行うものであります。

続きまして、先ほどの説明にありました新規事業、みやざき臨海公園利用促進事業について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の6ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、みやざき臨海公園は憩いの水辺空間として、趣味やリフレッシュの場として、県民に広く利用されており、新型コロナウイルス発生以降のイベントが開催できない中におきましても、公園を散策等で利用する県民は増加傾向にあります。

今後も感染への警戒が続く中、県民の皆様が安心して利用できるよう、整備を行うものであります。

次に、2の事業概要ですが、予算額は5,000万円、財源は地方創生臨時交付金であります。

事業期間は、令和3年度の単年度で、事業内容につきましては、右側のページ、4の整備計画(案)を御覧ください。

まず、左上の①子供向け施設整備ですが、現在、公園内には、スケートボードやバスケットボールを楽しむことのできる多目的コートがあります。中高生や大人の方の利用がほとんどとなっておりますことから、小さなお子様連れの家族が安心して利用できるよう、小学校低学年以下を対象とした多目的ファミリーコートを整備します。

これにより、利用者の分散を図り、小さなお子様たちの安全も確保するものであります。

次に、右上②周遊路整備としまして、ジョギングやウォーキングを楽しむ利用者のために、黄色のラインで示した周遊コースを設定し、案内板を設置いたします。

また、夕方以降も利用できるよう照明灯も設置いたします。これにより、人の流れを誘導し、密の解消を図るものであります。

1番下の③利用環境整備としまして、左下の写真のような、サイクルステーションの設置や、その右隣、真ん中の写真のような、駐車区画ラインのU字型への改良、さらに、1番右の写真のように、ビーチへの階段やスロープに抗菌仕様の手すりを設置することにより、利用者の利便性向上、安全確保を図るものであります。

6ページにお戻りいただきまして、3の事業の効果ですが、施設の整備により、利用者の分散や密の解消を図り、安心して利用できる環境を提供するとともに、県民の心身の健康増進に寄与し、臨海公園の利用促進につながるものと考えております。

説明は以上であります。

**○梅下都市計画課長** 都市計画課であります。

当課の補正予算案について御説明いたします。歳出予算説明資料の147ページをお開きください。

当課の補正予算額は、5,209万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目の32億1,285万3,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

149ページをお開きください。

(事項) 公共都市公園事業費であります。

これは、ひなた宮崎県総合運動公園において、都市公園施設の整備を行う経費でございますが、国庫補助決定等に伴い、増額を行うものであり

ます。

都市計画課の説明は以上であります。

**○加行道路建設課長** 道路建設課からは、議案第14号から議案第16号を御説明いたします。

委員会資料の9ページを御覧ください。

議案第14号であります。

これは、国道327号佐土の谷工区で施工する(仮称)佐土の谷3号橋上部工工事に係る工事請負契約の変更であります。

本件は昨年度の2月議会におきまして議決をいただいた工事でありまして、現在、橋梁上部工事に向けた準備工を行っております。

1の事業概要であります。

当工区は、東臼杵郡諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾の区間で実施しております道路改良事業でありまして、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約124億円であります。

次の2の工事概要であります。

次のページの10ページを御覧ください。

上から平面図、側面図、断面図となっております。

佐土の谷3号橋につきましては、側面図と断面図にありますように、橋長124メートルのコンクリート製のT型の箱桁橋でありまして、張出架設工法で架設をする工事であります。

前のページに戻っていただき、9ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額が5億1,714万3,000円で、変更契約の金額が5億2,985万9,232円、増額1,271万6,232円であります。

契約の相手方は、オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体で、工期は令和3年3月8日から令和4年10月31日までで

あります。

次に、4の変更理由であります。

令和3年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

その内容について御説明をいたします。

11ページを御覧ください。

今回の特例措置による工事請負金額の変更は、最近の全国的な労務単価の上昇を考慮し、国土交通省が令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価についてを定めたことによるもので、それを受けまして、県におきましても受注者に対し、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置を通知したところであります。

特例措置の適用条件は、令和3年3月1日以降に契約を行った工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したのになります。

本工事では、下の図、右下二重線囲みのとおり、契約日が令和3年3月8日であり、予定価格の積算は、左の点線囲みのとおり、令和3年3月1日より前の旧単価を適用しており、今回、受注者からの請求があったことから、特例措置として、令和3年3月の新単価に置き換えまして、請負金額を変更するものであります。

続きまして、12ページをお開きください。

議案第15号であります。

これは、国道448号石波工区で施工する、(仮称)石波トンネル2工区に係る工事請負契約の変更であります。

本件も前議案と同じく昨年度の2月議会で議決をいただいた工事でありまして、現在、トンネル本体工事に向けた準備工を行っております。

1の事業概要であります。

当工区は、串間市大字市木で実施しております道路改良工事でありまして、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費が約170億円であります。

次に、2の工事概要であります。

次のページの13ページの上の平面図を御覧ください。

トンネルの全体延長が2,555メートルのうち、延長1,044メートルを日南市側から掘削する工事です。

右下の写真③にありますように、現道は幅員が狭く、線形も悪い急峻な海岸線に沿って走っているため、拡幅での改良が難しい状況であります。このため、山側にトンネルを整備することで、円滑な交通の確保を図ることとしております。

前のページに戻っていただき、12ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は54億8,065万2,100円で、変更契約の金額が55億5,764万5,755円、増額7,699万3,655円です。

契約の相手方は、前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日から令和7年10月31日までです。

次に、4の変更理由ですが、これも前議案と同じく、令和3年3月から適用された、公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更です。

続きまして、15ページをお開きください。

議案第16号です。

これは、主要地方道北方北郷線で施工する(仮称)川水流橋上部工工事に関する工事請負契約の変更です。

本件も前議案と同じく昨年度の2月議会で議決をいただいた工事でありまして、現在、橋梁上部工事に向けた準備工を行っております。

1の事業概要です。

当事業は、延岡市北方町の川水流橋架け替え事業でありまして、延長440メートル、車道幅員5.5メートル、全幅9メートル、全体事業費が約41億円の事業です。

次に、2の工事概要です。

次のページの16ページを御覧ください。

川水流橋につきましては、側面図と断面図にありますように、橋長が273.4メートルの鋼製の箱桁橋であり、クローラークレーンで架設する工事です。

前のページに戻っていただきまして、15ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要です。

契約の金額は11億7,865万円で、変更契約の金額が11億8,950万5,568円、増額1,085万5,568円です。

契約の相手方は、横河NS・清本特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日から令和4年12月28日までです。

次に、4の変更理由ですが、これも前議案と同じく、令和3年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更です。

道路建設課からは、以上です。

○鈴木港湾課長 港湾課です。

議案第17号について御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

宮崎港整備事業宮崎港可動橋新設工事に係る工事請負契約の変更についてです。

この工事は、カーフェリー新造船の乗り降りを利用するサイドスロープの可動橋部分を設置



する工事であります。この契約につきましては、昨年度2月議会について御承認をいただいているところです。

1の工事の概要ですが、港湾名は宮崎港、事業名は宮崎港整備事業で、特別会計により実施しております。

位置は宮崎市新別府町、可動橋の延長は33.9メートル、幅員は5メートル、形式は、鋼製可動橋になります。

なお、サイドスロープの全体延長は、下の写真にありますように、101メートルとなっております、そのうち可動橋部分は33.9メートルとなっております。

2の工事請負契約の概要であります、契約の金額は7億1,900万4,000円、変更契約の金額は7億1,917万1,997円で、16万7,997円の増額になります。

契約の相手方は、三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所、工期は、令和3年3月8日から令和4年3月25日までとなっております。

3の変更の理由であります、先ほどの議案と同様、令和3年3月から適用された公共工事設計労務単価等に係る特例措置に伴う変更、それとあわせまして、下の立面図の赤囲いをしている可動橋の先端部分、カーフェリーと直接接触する部分ですけれども、その設計見直しに伴う変更により、請負金額を変更するものであります。

説明は以上でございます。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の8ページをお開きください。

議案第11号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

新しい過疎法の施行に伴い、条例第6条第4項において、引用する法律名を改正するものであります。

改正前は、過疎地域自立促進特別措置法を引用しておりましたものを、改正後は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を引用いたします。その他条項ずれ等はございません。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、過疎法の施行に合わせまして、令和3年4月1日から適用することとしております。

建築住宅課は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 この3月から労務単価が変わり、特例措置ということで、工事契約の変更が上がっているわけですが、このいきさつを教えてくださいと聞きたいと思っております。

○桑畑技術企画課長 技術企画課でございます。

今の御質問は、労務単価の改正についての御質問でございます。

労務単価につきましては、毎年10月に県内の企業に協力いただきまして、聞き取りとか、賃金台帳を見せていただいて、賃金の実態を調べております。その調べた結果を翌年度、労務単価に反映しているという状況を繰り返しております。

今回、昨年度の労務調査の結果を受けまして、労務単価が上昇したということに伴いまして、

契約金額の変更を行ったものでございます。

ちなみに、労務単価につきましては、9年連続で引上げを行っておりまして、今年度は、約2%、400円程度の上昇が見られたところでございます。

○窪菌委員 近年、働き方改革等でかなり休みも多くなったといった影響は、どのようにこれに反映するのですか。

○桑畑技術企画課長 今お話ししましたように、実際企業さんが現地でお支払いしている賃金を調べております。その結果を単価に反映し、その単価が実際に支払われている状況を確認して、上昇が見られれば、次の年また上昇するというのを繰り返してございまして、それが9年間連続して上昇しているということで、実際現地でお支払いされている賃金も上昇しているという結果を見られると考えております。

○窪菌委員 結局、工事請負の途中でも、こういった調査で変更はできるという意味合いのものなんですね。

○桑畑技術企画課長 今回、上昇の幅が大きかったということもありまして、先ほど申し上げましたように、国から、3月1日をまたいで契約するものについては、単価の上昇分を増額で変更してもよいという通知がございまして、その特例措置に基づいて、今回変更させていただくということでございます。

○来住委員 これは道路保全課の歳出予算説明資料の137ページで、補正が60億114万8,000円なんですけれども、内容を見てみますと、2の道路メンテナンス事業が7億3,525万8,000円減になっているわけです。メンテナンス事業をやらないということはないと思うんで、実際、これは組み替えて、1の地方道路交付金事業で行うのかなと、勝手にそう思っているんですが、具

体的にはどういうことなんでしょうか。

○東道路保全課長 道路メンテナンス事業につきましては、令和2年度から、この道路メンテナンス事業という国庫補助事業で行うことになっております。今回減額になっておりますのは、国土強靱化の5か年加速化の補正予算が昨年度2月につき、令和3年度の前倒しといったところになっております。ですから、メンテナンス事業については、先取りの補正で1回頂いております。地方道路交付金には入っておりません。

○日高委員長 そのほかで、よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○児玉管理課長 委員会資料の20ページをお開きください。

令和2年度から本年度への繰越明許費の確定についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

20ページから22ページにかけまして、繰越明許費について、会計区分ごと、所属ごと、事業ごとに記載しております。

21ページを御覧ください。

表の1番下になりますが、一般会計合計は、575億6,903万3,538円であります。

繰越しの理由につきましては、各事業ごとに主なものを記載しておりますが、国の補正予算に伴い、2月補正で予算を計上したことや、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、工期が不足したことによるものなどあります。

22ページをお開きください。

特別会計についてであります。

上の表は、公共用地取得事業特別会計で、繰越額は5,270万7,172円であり、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

その下の表は、港湾整備事業特別会計で、繰越額は4,882万7,000円であり、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

その結果、一般会計と特別会計を合わせた、県土整備部の繰越額の合計額は、576億7,056万7,710円であります。

次に、23ページを御覧ください。

事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定に基づき、御報告します。

一般会計で道路保全課の公共道路維持事業など4課5事業で、2億9,871万7,871円でありませ

ず、事故繰越しの主な理由としましては、まず、1番上の段の公共道路維持事業では、トンネル内の照明設備を更新する工事につきまして、施工に必要な資材、ケーブルの納入に日時を要したことから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、1番下の段の公共港湾建設事業では、細島港のガントリークレーン2号機の改修工事において、工事期間中の代替荷役機械として予定していた1号機に不具合が生じ、工事の進捗に遅れが生じたことによるものなどであります。

繰越しについての報告は以上であります。

**○東道路保全課長** 委員会資料の24ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が7件です。

それぞれの事故の内容について、御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の倒木事故につきましては、道路脇ののり面から車道を塞いで発生していた倒木に衝突し、車両の左側ドアなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、オイルパン、フロントサスペンション等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

3番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、タイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道に散乱していた落石に乗り上げ、バンパー、ナンバープレート等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

5番目の枝落下事故につきましては、道路上空に伸びていた枯れ木の枝が落下して、走行中の被害車両を直撃し、フロントガラス、ボンネット等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

6番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、オイルパン等

を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

最後の7番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、タイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は、2万3,585円から59万905円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上であります。

**○金子建築住宅課長** 委員会資料の25ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納しており、再三の納付指導にもかかわらず、改善しなかったことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明渡し請求を行い、その後も、相手方に対しましては、電話、手紙、訪問により、滞納家賃等の納付と住宅の明渡しを求めてまいりましたが、相手からの返答がなく、全く連絡がつかない状況となりました。誠意が一切見られず、今後も自主的な家賃等の支払い及び住宅の明渡し期待できないと判断されたことから、住宅の明渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

なお、表の右端の専決年月日の欄に記載した日に専決処分を行っております。

建築住宅は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明は終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 損害賠償の中身で、落石乗り上げ事故等がちょっと多いなと思ったんですけれども、そこ辺ののり面の補修はきちんとしてあったのでしょうか。

**○東道路保全課長** 落石箇所につきましては、現地調査の結果、のり面の上部などから出ております。対策としましては、すぐ応急的な対策を取っておりますけれども、施設の整備ができてない、ロックネット等が整備されてないところにつきましては、順次、防災対策等を講じているところではあります。

しかし、緊急輸送道路を優先的にやっている関係で、一般道まで手が届いてないところもございまして、道路管理者として、しっかりやっていきたいと思っております。

**○太田副委員長** 同じく24ページの損害賠償額ですが、下から3段目の枝落下事故は、突然上から落ちてきたとかいうことだろうと思いますが、枝というのは、民有林だったりするのか、それとも県の管轄の枝なのでしょう。

**○東道路保全課長** 今回の案件につきましては、民有林からの落下でございます。倒木や枝落下事故が最近多いんですけれども、当然、道路区域の中で大きく育った木が落下することもございますが、全体的には民有地から倒れかかってくる倒木ですとか、枝落下が現状では多いような状況でございます。

**○太田副委員長** 民有林の木が落下してきたと

というのは、民有の方が管理すべきものかなと思ってしまうわけですが、今話を聞くと、それも県が補償しなきゃならんということですよ。そうすると、1番上の倒木事故は倒れていた木に前方不注意で乗り上げてしまったということだろうと思うんですけども、民有林で倒れかかってきたものも、県が補償せざるを得ないというようなことですか。その辺の民有林との責任の関係は、そういう形でやらざるを得ないということになっているんですか。

**○東道路保全課長** 1番上の倒木につきましては、これも同じく民有林から直径50センチぐらいの大きな生木が倒れてきて道路を塞いでいたところにぶつかっていった案件でございます。

道路管理者としましては、日常、道路パトロール等をやっておりまして、当然、安全に道路を通すということで、建築限界4メートル50センチ以下のところに垂れかかっている木につきましては、地権者に連絡を取りまして、伐採をお願いすることもございますし、緊急的な場合には、道路管理者で伐採しているところでございます。

今回の案件は、道路のところよりも高い遠くの位置から道路に降りてきておりまして、これについては、倒木が予見できなかったという案件でございます。(「分かりました。そうだったんですね」と呼ぶ者あり)

**○日高委員長** 関連でよろしいでしょうか。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○加行道路建設課長** 委員会資料の26ページをお開きください。

宮崎県新広域道路交通計画の策定についてで

あります。

この計画につきましては、これまで、平成30年9月、令和元年12月、本年4月の計3回、常任委員会で検討状況の報告を行ってきたところでありましたが、今年11日に計画を策定いたしましたので、本日、御報告をさせていただくものです。

2のこれまでの取組にありますように、令和3年4月の県議会への報告としまして、常任委員会で計画素案の報告をさせていただきました。その後、パブリックコメントを5月7日から6月4日まで実施したところであります。

3のパブリックコメントの結果ですが、周知方法につきましては、県のホームページや新聞、ラジオ、フェイスブック等を活用いたしました。

(3)の意見の概要ですが、意見数としましては、個人2名、3団体から、計17件の御意見をいただいたところです。

主なものとしましては、1つ目が、一ツ葉有料道路の北線と南線をつなぎ、宮崎東環状道路の機能向上を図るべき、2つ目が、都城志布志道路、平塚インターチェンジから東九州自動車道、末吉財部インターチェンジ間について、今後、構想路線として位置づけを検討してほしい、3つ目が、国道10号等の県内の渋滞対策や事故対策を進めてほしいといった意見でありました。

御意見に対して、県の対応としましては、1つ目の意見につきましては、今回の計画において、この区間を高規格道路「宮崎東環状道路」として位置づけているところでありますので、将来的に検討していく必要があると考えております。

次に、2つ目の意見につきましては、都城志布志道路と東九州自動車道を結ぶルートにつきましては、今回の計画において、既に国道10号を一般広域道路として位置づけているところで

あります。

3つ目の意見につきましては、道路を管理する国や市とも情報を共有して、必要な対策を行っていきたくと考えております。

以上のような意見も踏まえ、宮崎県幹線道路協議会に諮ったところ、原案どおりで承認をいただきましたので、今回、計画策定の御報告をさせていただきました。

別紙で計画と概要をお配りしておりますので、詳細はそちらを御覧いただきますようお願いいたします。

道路建設課からは以上であります。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** 港湾課であります。

委員会資料の27ページをお開きください。

サンマリーナ宮崎及びサンビーチツ葉を合わせて、みやざき臨海公園と県立阿波岐原森林公園に係ります、次期指定管理者の選定についてであります。

これら施設につきましては、指定管理者制度を導入しておりまして、今期の指定期間が本年度末で終了となるため、令和4年度からの次期指定管理者を募集していくことを御報告いたしまして、募集方針などを御説明するものでございます。

まず、1、現在の管理運営状況についてであります。

(1) 施設の概要の3番目の丸、現在の指定管理者は、みやざき公園協会とフェニックスリゾートの二者で構成するマリパークスであります。

4番目の丸、指定期間は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間であります。

(2) 施設利用状況につきまして、両公園の年度ごとの利用者数を表に示しております。令

和2年度を見ますと、表の最下段で、両公園の利用者数の合計は、約28万人となっております。新型コロナ感染拡大によりまして、国際トライアスロン大会等のイベント中止などの関係がございまして、減少しております。

(3) 施設の収支状況について、27ページから28ページにかけて、両公園の年度ごとの収支状況を表に示しております。

この表の内訳には、収入として指定管理料と自主事業収入、支出としまして、人件費や需用費等の科目ごとの費用と自主事業の支出を示しております。令和元年度、2年度は、コロナ禍におきまして、みやざき臨海公園で飲食を提供しておりますビーチバーガーハウスの一時休業等の影響もありまして、自主事業の収支が厳しくなっておりまして、28ページの表最下段のとおり、両公園を合わせた収支の差額合計もマイナスとなっております。

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、両公園において自主企画イベントの充実や、海水浴期間以外の公園利用の促進、利用者への情報提供などに取り組んでおりまして、(5)の評価といたしましては、①みやざき臨海公園では、飲食提供施設の改装による魅力の向上や、春のサンドフラワーフェスタをはじめ、自主企画イベントを各種実施することなどにより、新たな利用者層の取り込みや海水浴期間以外の利用者増につながっております。

②の阿波岐原森林公園につきましては、松林や干潟等の地域特性を生かした自主事業や地域のまちづくり団体との連携などにより、利用者数の増加や地域活性化に貢献しております。また、これまでの継続的な植栽活動が評価されまして、パークウェイがガーデンツーリズム「宮崎花旅365」の構成公園として指定されるなど、

新たな観光資源となっております、公園の利用促進に寄与しております。

両公園に共通しまして、利用者の安全確保や施設の維持保全に努め、適正な運営管理が行われているものと評価しております。

今後により一層の利用者増や満足を高めるための自主事業等に取り組むことが望まれると考えております。

次に、29ページですが、2、次期の募集方針についてであります。

(1) 業務の範囲は、施設の利用、施設の維持及び保全、安全管理等に関する業務でありまして、今期と同様でございます。

(2) 指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年であります。

(3) の基準価格は、両公園合計しまして、年額が1億7,077万7,000円、5年間の総額で、8億5,388万5,000円となっております。この価格が指定管理料の上限ということになります。今期と比較しまして、年額で966万3,000円の増でありまして、主な増額理由としましては、労務単価の上昇や、みやざき臨海公園の業務範囲に、昨年度整備した避難高台のエリアを追加したことあります。

(4) 募集概要につきまして、募集期間を7月1日から9月2日までの約2か月としております。現地説明会も行いまして、広報といたしましては、県のホームページ、また、各種メディア等で周知することとしております。

(5) 資格要件を29ページから30ページにかけまして、9項目記載しております。

戻っていただきまして、①の宮崎県内に事業所または事務所を有するまたは設置が見込まれる法人等であること、30ページの⑨で小型船舶操縦免許及びクレーン運転士免許の取得者を従

事させることができること等を記載しております、その他につきましては、29ページの③に入札参加資格停止の措置を受けていないことなどを記載しておりますが、一般的な不適合要件を設定しております。

30ページをお願いいたします。

(6) の選定につきまして、まず、①審査の流れでございます。まず、①の表の上段、県で書類審査を行います。次に、表の中段、有識者等の外部委員で構成されます指定管理候補者選定委員会が各応募者のヒアリング等により審査を行います。その後、表の下段ですが、県の選定会議で、選定委員会の審査結果と県で評価した結果を照らし合わせまして、候補者案が異なっていないかを確認することになっております。

②、③の表には、選定委員会と選定会議の構成をお示ししております。

(7) 選定基準につきまして、①住民の平等な利用が確保されること、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画であることなど、5項目を設定しております、今期と同様でございます。

31ページ、(8) 審査項目・配点につきまして、表にしておりますが、表の左側は、先ほどの5項目の選定基準でございまして、その選定基準ごとに、中欄に審査項目を29項目設定しております。右の100点満点のうちの配点によりまして、審査を行うこととしております。点数の最上位の応募者が指定管理の候補者となります。

最後に、3、スケジュールであります。

6月8日に第1回目の選定委員会を開催し、募集方針等について御意見を伺ったところであります。今後、7月1日から約2か月間の募集を行った後、9月中旬から審査等を実施しまして、10月中旬に指定管理候補者を選定する予定

であります。

その後、11月の定例県議会に議案として提出させていただきました。議決をいただいた後に指定管理者を指定、基本協定の締結を経まして、令和4年4月1日から新しい指定管理者による業務を開始する予定でございます。

説明は以上であります。

**○廣松高速道対策局長** 資料の32ページをお開きください。

高速道路等の整備状況と主な課題について説明いたします。

初めに、1の整備状況の概要についてです。

図の中に、①から⑳まで、各区間に番号を振っておりますので、その番号順に説明いたします。

まず、北から順に、九州中央自動車道についてです。

①のとおり、15.9キロメートルが供用済みです。

②の雲海橋—平底間の5.1キロメートルは、国において、現在事業中であり、このうち、雲海橋—日之影深角間の2.8キロメートルが平成30年11月に開通しております。

残りの日之影深角—平底間は、令和3年内、すなわち今年中に開通予定です。

③の五ヶ瀬東—高千穂間の9.2キロメートルは、平成30年度に新規事業化。

④の蘇陽—五ヶ瀬東の7.9キロメートルは、令和2年度に新規事業化。

⑤の高千穂—雲海橋間の約3.3キロメートルは、今年度、新規事業化されました。いずれも国において事業中であります。

⑥の平底—蔵田間の約16キロメートルは、調査中です。

次に、東九州自動車道についてです。

⑦のとおり、136.8キロメートルが供用済みで

す。このうち、延岡南から清武南までが有料区間です。

⑧の清武南—日南北郷間の17.8キロメートルは、国が現在事業中であり、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策が順調に進捗した場合、令和4年度に開通予定です。

⑨の日南東郷—油津間の3.2キロメートルは、平成28年度に事業化され、国が現在事業中です。

⑩の油津—南郷間の6.4キロメートル、⑪の奈留—夏井間の14.1キロメートルは、令和元年度に新規事業化されました。

⑫の南郷—奈留間の約13キロメートルは、国が調査中であり、新規事業化を目指しております。

⑬の宮崎西—清武間の一部3.7キロメートルは、令和元年度に4車線事業化されました。

⑭の日向—都農間、高鍋—宮崎西間は、令和2年9月に4車線化の優先整備区間に選定されており、その優先整備区間の中から、⑮の高鍋—西都間の一部4.7キロメートルが、今年度、事業化されました。

次に、都城志布志道路についてです。

国土交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めているところであります。

⑯の国土交通省施行区間13.4キロメートルは、横市—平塚間の2.8キロメートルが平成31年3月に開通するなど、4.7キロメートルが供用済みとなっております。現在事業中の区間は、都城—横市間の8.7キロメートルであり、このうち、乙房—横市間の3.0キロメートルが令和3年度に開通予定です。

⑰の宮崎県施行区間8.6キロメートルは、金御岳—県境間の2.9キロメートルが令和3年3月に開通しましたので、宮崎県施行区間は、全線開通となっております。



⑱の鹿児島県施行区間22.3キロメートルは、有明東一志布志間の3.6キロメートルが令和3年2月に、県境一末吉間の2.9キロメートルが令和3年3月に開通しましたので、残る事業中の区間は、3.2キロメートルとなります。

次に、⑲の新富スマートインターチェンジは、令和2年度に新規事業化されました。

⑳の川南PAにつきましては、隣接地におきまして、川南町が、情報発信及び物販施設としまして、「かわみなみプラッツ」を整備し、令和2年4月にオープンしました。

以上が整備状況の説明です。

次に、下の2の主な課題について説明します。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対応の観点や、物流の効率化の促進など県内の経済活動の基盤をつくる観点から、(1)事業化されていない区間の早期事業化、(2)事業中区間を早期に完成させることが課題です。

次に、(3)ですが、暫定2車線区間においては、物流拠点である細島港などへの定時性を確保し、物流の効率化を図るとともに、大規模災害により被災した場合において、迅速に通行機能を回復できるよう早期の4車線化が課題です。

(4)ですが、地域の活性化や、高速道路利用者の安全性・利便性向上の観点から休憩施設のさらなる充実が課題です。

最後の(5)につきましては、全体に関係する話です。高速道路利用による物流の効率化や利便性向上等のため、アクセス道路などの整備促進を図るなど、利活用の促進が課題です。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 マリーナ施設の次期指定管理の選定なのですが、今度期限が切れて、5年間新たに指定管理を公募するという事だと思いますが、マリンパークスの2者以外に、別途まだ公募するような会社、あるいは、団体はあるんですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 今期を選定するときは2社の応募がありました。その1つ前が複数おりました。なので、今回、広報等もやりまして、ぜひ、応募する方が来ていただければと考えております。

○窪菌委員 収支も1,000万円近く赤字で、来場者も少なくなっているというようなことで、コロナ関係だと思えますが、指定管理の単価は、逆に1,000万円程度増えているということです。コロナの関係で、早く回復すればいいんでしょうけれども、こういった公募となると厳しくなると思うんですが、そのあたりをどう見てらっしゃるんでしょうか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 おっしゃるように、特に令和2年度はコロナの影響で、飲食を提供しているビーチバーガーハウスで50日程度休業があり、当然、収入が上がりませんので、大変苦しい状況であっただろうとは想定しております。御承知のように、今、ワクチンの接種率も大分高まってきておりまして、本県経済、日本経済が力強く復帰して、通常に戻っていただくことを期待したいと思います。

また、バーベキュー広場がありまして、広場自体は無料なんですけれども、資材の貸出しとか、バーベキューで使うお肉や野菜とかを販売しておりますので、例えば、そういうところで頑張っていただくとか、指定管理者から事業計画としまして、こんなことをやりますよというのは、毎年度いただいておりますので、しっかり

頑張っしてほしいということをお伝えしていきたいなと考えております。

**○坂口委員** さっきの労務費見直しです。働き方改革についても聞かれたけれども、そこんところが、労務単価の見直しだけじゃ、説明がちょっと足りないかなと思うんです。だから、歩掛かりとか、工期とかも含めて、例えば、4週8休への対応とか、4週6休への対応とか、それから、ゆとり工期への対応、そういうものを含めた労務費を多分聞かれたんじゃないかなと思うんです。

**○桑畑技術企画課長** 説明が不足しまして、大変申し訳ありませんでした。

労務単価も含めまして、今の坂口委員からお話がありましたように、公共工事全体で働き方改革の取組を進めております。

まず、適正な利潤を確保していただくという観点から、先ほど御説明いたしました労務単価の上昇分を見ていくというところ、あるいは、歩掛かり等で週休2日の取組でありますとか、あと、デジタル化、ICT講師の活用とか、そういったことでも、工事の効率化を図る取組も進めているところでございます。

また、工事全体の執行という観点でまいりますと、円滑な執行というのが求められてまいります。今、国土強靱化で非常に予算が大きくなっておりますので、このあたりを円滑に執行するという目的のために、まず、工事の発注時期、施工時期の平準化というところで、県で四半期ごとに発注率の目標を定めまして、一定の割合で年間通じて発注をしていくというような取組も進めているところでございます。

受注者でも、受注しやすい環境のために、契約から工事の着手まで、しばらく時間を持つ、余裕期間を設定いたしまして、なるべく受注し

やすい環境というのを進めております。今、お話ししましたのも一部でございますけれども、いろんな面で建設業者の皆さんの受注環境を高めるための取組としましても、働き方改革は重点的に力を入れて進めているところでございます。

**○坂口委員** 入り口が労務単価というか、契約変更だったんですよね。だから、請負金額の話だと思うんです。そこに単なる労務単価だけではなくって、経費としても、工期が長引くことには対応できますって、それを聞かれたんじゃないかなって、思ったんですよ。だから、そこんところを、金額変更に関しての働き方改革が、経費と単価でどう反映できるかっていうの。

**○桑畑技術企画課長** 労務単価に加えまして、実際工事の積算の中でも、より現地の施工に合わせた形で積算をすることを行っております。実際は、標準的な歩掛かりで積算をやっておりますけれども、それでは現地に合致しない場合が多くございますので、そういうときには、施工業者から見積もりをいただきまして、より現地に合わせた形で積算するという形を取りまして、極力、実勢な経費を積算の中で見ていくという努力を進めているところでございます。

**○森県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

今に加えまして、週休2日を達成した場合は、経費を割増しするということでは、働き方改革を推進するという取組もやっております。

**○坂口委員** 多分、そこに漠然としたものを持っておられたのかなと思っていました。今度は、私の勉強のためですけれども、佐土の谷にだったですか、PCTという工法が1つ出てきますよね。それともう一つ、横河NS・清本特定JVで、非合成箱桁というのが出てきた。だから、合成箱桁と非合成箱桁とか、PCTの利点とか、そういったものを時間があるので勉強

してもらいたい機会かなと思って。

**○加行道路建設課長** 今回のPCTラーメン箱桁橋につきましては、コンクリート橋ということで、一般的に当然上部と下部で、桁と下部工を離す部分があります。そこにつきましては、地震関係で、振動を分散させるといったところがあります。ただ、今回のTラーメン桁というのは、上部工と下部工が一体化しておりまして、まず、見たところ、地震が起こったときに桁が落ちません。これが1番の利点であります。ただ、その分、下部工との力の関係が非常に強くなるので、地盤が非常によいところでないといふ施工できないといったことがあり、選定の際に非常に検討するところがあります。

それと、今回の川水流橋、メタル橋があるんですが、一般的に橋梁につきましては、上部工はコンクリート橋の桁ですね、それとメタル橋——鋼製の桁とありますけれども、高いのは鋼製桁であります。上部工の重量が重いのがコンクリートで、下部工は、今度は逆にコンクリート橋のほうが高くなるといったようなところで、非常にそのバランスが1番選定の際にあります。

1番は先ほど言いました地盤です。地盤が悪いところにつきましては、どうしても下部工が大きくなっていくといったところで、上にかかってくる過重を小さくしたいといったことになりますので、軽いメタル橋になっていくと。逆に地盤がいいところになりますと、そんなに下部工を大きくしなくていいので、コンクリートの上部工でも安くなります。要は、現場条件でメタル橋とコンクリート橋を比較しながら、設計の段階でやっているところでもあります。

**○坂口委員** そこからが、今度はお尋ねしたいところですけども、それぞれ一長一短あって、

総合的に有利な工法を選択するかが、まず、第一かなと思うんです。そこで、ちょっと気になっているのが、総合評価のときの実績とか、過去の経験とか、そういったときにPCT工法を経験している業者がどれぐらいいるのかなと。また、メタル橋を経験しているのはどれぐらいいるのかな。そこがまずあって、ここのこの場所の橋梁は、やっぱりPCだよとか、いや、これはメタルだよとか、非合成だよ、合成だよってなったときに、今回、一般質問で出たように、地産地消、地元優先となったときに、果たして、そこに参入できる業者がいるのかなという心配を持っているんです。だから、どう地元業者を育成していくか。メタルなんていうのは、ほんと限られていると思うんです。そこ辺りのところが、今後これとどう整合されていくのかなというのが一つ課題としてあるという気がしました。

それから、今、窪菌委員が言われたマリナーの指定管理ですね。コロナで大変なダメージを受けたってありますよね。こういった社会的に著しい変化——通常想定できないようなことで、営業に致命的な影響を与えるような出来事があったときは、契約約款での工事請負とか、あるいは設計変更して、それ見れるんですよというのがありますよね。いわゆる著しい社会的な変化というものを今回加えて、次の指定管理はこれに基づいて、負担するお金を減らしますよとか、お支払いするお金を増やしますよとかいう柔軟性をルールの上で持つことを検討できないでしょうか。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** リスク管理ということで、どちらが負担するかというのは、標準的なパターンがあります。その中で、今年、総務部の資料を見ますと、コロナ等も特

別の事情というような協議の対象には、それではどうか別として修正されていたようでございます。なので、今回もその標準的なものですが、それに従って、指定管理を進めていこうと思っております。

ただ、今回の指定管理の案件につきましては、利用料金制でやっているわけではなくて、あくまでも自主事業という形でやっていただいておりますので、なかなか自主事業で収支が悪くなった分を補填するというのは、厳しいのかなと思っています。利用料金制であれば、例えば、利用料金で幾らか利益が出れば、県に戻すとか多分あったと思うんですけれども、もともと、うちの指定管理につきましては、そういう利用料金制を取っておりませんので、そこは難しいところがあるかなと思っております。

**○坂口委員** 難しいところなんですけれども、やっぱり、レストラン事業とか向こうが予定していたいろんな売上げが入ってきていないのは間違いないんです。

共通ルールを持つべきじゃないかなと思います。営業すればするほど赤字ですよとなったときには、それについてはお話しして、しっかりお互いが責任を果たしましょうというものが制度的に運用の中にあると、説明がやりやすいかなという気がしたもんです。可能か不可能か僕にはわかりませんが、今後の課題として検討でもしていただければと思って。

**○森県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）**

今の件につきましては、行政改革推進室とも相談しながら、他の施設の状況、事例等も確認しながら、また考えていきたいと思っております。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** それと指定管理者の収支の改善で、指定管理者に工夫していただきたいという部分もたくさんあります

がという話をさせていただいたんですが、本日説明しましたみやぎ臨海公園利用促進事業とか、今回の補正、それから、去年の7月の臨時補正でも同じように臨海公園の施設に対しまして、密を避けるためにビーチバーガーハウスの改修などを認めていただいて今実施しているところがございますので、施設設置者としての県もやっているということを追加して申し上げさせていただきます。

**○有岡委員** 指定管理者の関係で1つ教えていただきたいと思いますが、31ページに審査項目がございます。地域貢献の中に障がい者の就労支援という分がありますが、雇用の実績はあるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

臨海公園とか、森林公園ですので、花の植栽とか、いろいろできる可能性があれば、障がい者の雇用というのは、一つの厳然たる課題でもありますので、県が指定する管理者には、そういった要望も必要かなと思うので、実態をまずお尋ねしたいと思います。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** 審査項目につきましては、こういう項目を設定しております。事業計画等の中に、こんなことをやりますというのを提案していただいて、その提案に対して点数化していつている状況であります。

宮崎県社会福祉事業団、宮崎障害者就業・生活支援センターからの実習生の受入れとか、あと、今年度は、仕事内容がうまく適合していた実習生1名を臨海公園の職員として雇用していると報告受けております。

**○有岡委員** 行政においても障がい者の雇用がまだまだ目標に達してない状態ですし、関連するところにも、そういった呼びかけをしながら、ぜひ、特別支援学校の生徒さんたちが一つの目標にしてもらえようなつながりをつくって

ただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

**○太田副委員長** 28ページの指定管理の関係で1番上の表の1番下は、①と②の収支差額となっています。これは4年間分が出ていますけれども、今度、5年間分で全体的な精算になろうかと思いますが、コロナ禍では、ここの1と2の収支差額の5年間の合計は、400万とか、500万ぐらいの赤字になるのかなと見れます。その場合、会計上の処理としては、これは事業受けた側で責任取ってくださいということの意味なのでしょうか。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** おっしゃるように、みやぎ臨海公園と阿波岐原森林公園の合計値でも、年度ごとに、指定管理料と自主事業の収入を合わせますと、やはりマイナスが出ていまして、本年度最後の年なんですけれども、黒字になるかどうかというのは、まだ、分からないと思うんです。

ただ、先ほど申し上げましたように、この施設につきましては、利用料金を使って運営とかいうのではなく、指定管理は指定管理でお願いしている範囲のことをやっていただくと。

あと、利用の促進を図るために、いろいろ自主事業を展開してくださいという中で、南ビーチにおきまして、飲食提供を行うという事業計画を出していただいて、こちらも了承して、頑張ってくださいという中で出てしまった収支ということですので、これについては、指定管理者側で対応するというふうになると思います。

**○太田副委員長** なかなか受け手の側も厳しいですね。会計上、例えば、支出の項の中に減価償却みたいな、内部留保的なものもあるんですよというのがあれば、現金の収支はまたプラスになったりもできるんでしょう。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** 指定管理料と自主事業を合わせた形で収支計画書をもっているときには、それほど大きい収益が出るような計画ではなかったと思っております。

**○坂口委員** 難しいところっていうのも分かるんですけども、普通あり得ないことが起きちゃったということです。そうでないと、例えば、審査対象、ポイントの点数対象で、どうやってお客さんを増やしますかとか、お客さんのニーズにどう応えるのっていうのを聞くわけです。そのとき、レストランもやります、こういうこともやりますっていうのをまとめて評価して決めているんです。ところが、今、これをやれば、うちは500万円の赤字が出るからやめたいとなったときに、それが評価されているからやめられないんですよ。そこを言っているんです。

今回、お互いにとって不幸な出来事で、通常想定すべき範囲にないことだっていったときに、どう知恵を出すかです。じゃあ、レストランは休んでもいいですよ、約束したようなことをこの中から省略して、一時期履行しなくてもいいですよとかいうようなことができるか、それとも続けてくれる代わりに、それは県全体の利益のためなので、うちも幾らかの応分の負担をしようということが制度的に入れられないかなということを知っているんです。

えびの高原の国民宿舎では、営業を休止したけれども、何らそこにはペナルティも生じなかったということは、社会的に著しく変化が生じ、やっぱり常識的に考えて、これ以上やらせるのは酷だよなという判断があったからだと思うんです。そういうのをルールとして持ったらどうですかということを、さっきは提言というか、お尋ねしたんですよ。

**○大浦空港・ポートセールス対策監** 先ほど森

次長からも申しあげましたように、指定管理者側から協議があれば、柔軟に対応していきたいと思っております。現時点では、指定者からは特段申出はないです。

○日高委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもって、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

---

午後2時33分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程最終日に行うことになっておりますので、明日、行いたいと思います。

開会時刻は、1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 では、以上をもって、本日の委

員会を終わります。ありがとうございました。

午後2時34分散会

令和3年6月25日(金曜日)

---

午後1時7分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田辺幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

---

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

---

午後1時8分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決を行います。

採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括で行いたいと思います。採決をいたします。

議案第1号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号につきまして、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号についてであります。請願の取扱いも含め御意見をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

---

午後1時14分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 ありがとうございます。挙手多数によって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時14分休憩

---

午後1時17分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、先ほど出ましたECの補助について、また、緊急包括支援についての御意見などを含めながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りしたいと思います。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査について、継続調査といたしたいと思いますますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっております県内調査について、予定どおり、県北調査を7月6日火曜日から7日水曜日、そして、県南調査を7月13日火曜日から14日水曜日にそれぞれ実施しますので、皆様、よろしくお願いいたします。

また、県外調査につきましては、10月13日水曜日から15日金曜日に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望等がありましたら、併せてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後1時18分休憩

---

午後1時21分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で、改めて御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、7月19日月曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

---

午後1時25分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日月曜日の閉会中の委員会につきましては、宮崎カーフェリー、そして臨海公園、または一ツ葉海岸の調査という内容で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時26分閉会



署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一